

よういたしますております。

この統合により農業信用基金協会が都道府県開拓融資保証協会から承継した保証債務についての従来の再保証関係は、農業信用基金協会と農業信用保険協会との間における保証関係に切りかえられることをいたしております。

また、中央開拓融資保証協会につきましては、このようにして都道府県開拓融資保証協会の農業信用基金協会への統合が完了した時に農業信用保険協会に統合することができるよういたしております。

河とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決、
であります。

○委員長(鷲井善彰君) 次に、開拓融資保証法の廃止に関する法律案の提案理由の補足説明でござりますが、これはこの際、省略をさせていただきたいたいと思いますが、よろしくおぞぎますか。

○委員長(鶴井善彰君) 御異議ないと認めます。
なお、本案に対する質疑は後刻に譲ることにいたしました。

○委員長(龜井善彰君) 農業近代化資金助成法及

農業信用保証保険法の一部を改正する法律案、農水産業協同組合貯金保険法案、農林中央金庫法等の一部を改定する法律案、(略)

の一部を改正する法律案 及び農業協同組合法の一部を改正する法律案、以上四案を一括して議題とし、前回に引き続き質疑を行ないます。質疑の

ある方は順次御発言を願います。

ますので、大臣以下政府委員の方もおすわりになつたままでよろしくうござりますから、御答弁

をお願いいたします。失礼いたします。
まず、最初に、農林中金の外国為替業務の内容

に置いて何いかと思ひますか 蘆林中金法の改正点のうち、金庫が、外國為替業務を行なえるようになつた点であります、御承知のよろこ、外國

為替業務を行なう銀行は、大蔵省の認可が必要であります。その認可によつて行なう業務の範囲につきましては、制度としては、なくなつておりますが、実質上いわゆる甲種為銀と乙種為銀の二つに分かれておると聞いておるのであります。いわゆる甲種の、外国の銀行との間にコルレス契約が結べると、乙種の結べないと、こういうわけであります。農林中金の場合、そのいずれになるのでありますか、農林省の見解を承つておきたい。

○政府委員(内村良英君)　ただいま先生から御指摘がございましたように、甲種為替銀行、乙種為替銀行の区分は昭和四十五年の八月以降廃止されております。しかし、実際の機能といたしまして、甲種為銀、乙種為銀のような扱いはされておるようございまして、農林中金に為替業務が認められます場合に、乙種為銀のようなものになるものと思われます。

○足鹿覺君　そうしますと、外国の銀行とコルレス契約を結べないと、あるいは日本の他の銀行が外国に支店を持つておるものとの提携問題が起きてくると思うのですが、どの銀行と提携をしていこうとしておるのでありますか。

○政府委員(内村良英君)　ただいま御指摘のところ、外國の銀行とコルレス契約を結んでいる銀行に頼まなければならぬわけでございますが、どの銀行に頼むかということは、まだ、中金がどうきめているかというところは聞いておりません。

○足鹿覺君　聞けば、東銀あたりに職員を派遣して中金は猛烈な訓練を始めておるとも聞いておるのであります、農林省はそういう指導の立場に立つて、そういう内容については全く閑知していないのですか。

○政府委員(内村良英君)　こういった為替業務を始めることになりますれば、それに従事する職員が十分なる訓練を受けている必要はあるわけでござります。したがいまして、現在中金は、東銀に職員を派遣し、さらに中で講習をやるというよくなことで、職員のこうした業務の扱いについての

資質の向上につとめております。しかし、どこで銀行に委託をするかということはまだ決まっていないふうに聞いております。

○足鹿覺君　やるからには、乙種の業務だけのことに限定しないで、やっぱり協同組合貿易も今後は発展をするわけでありますし、発展させなければなりません。これらの共同会社あるいは協同組合間の貿易金融をやるとすれば、やはり外國銀とのコルレス契約ということにならざるを得ないかもしれません。まあ聞けば、たとえば乙種だけれども、実際は甲種の取り扱いをするのだというような、内々話し合いもなされてない、こそくなことをやめて。まあ聞けば、たとえば乙種だけれども、実際は甲種の取り扱いをするのだと、いよいよ、内々話し合いもなされてない、こそくなことになります。もう少しざつとばらんな真相を伺いたい。

○政府委員(内村良英君)　ただいま御指摘がございましたように、最近、所屬団体の海外との取引等は非常に拡大しております。したがいまして、所屬団体から農林中金が外國為替業務を取り扱うようにしてほしいという希望がありまして、今回の改正になつたわけでござりますが、ただ、先生からただいま御指摘がございましたように、コルレス契約を結んでやるといらところまでやるためには、中金として、かなりのそういうたたきの現れる部分は、系統外の外國為替公認銀行に依存せざるを得ないという状況でござりますので、中金の現在の力から見て、やはり外國為替及び貿易金融のある部分は、系統外の外國為替公認銀行に依存せざるを得ない。あステップ・バイ・ステップでやるという考え方で今後取り進めたいというふうに考えております。

○足鹿覺君　外國為替というのは、実際一銭一厘を争う資本競争のきびしい場だということは御承知のこととおりだらうと思うのです。そこでこれと対等に競争しようということになりますと、資金の使い方、人材の養成、配置等、効率本位にならざるを得ない。相当エネルギーをつき込まなければいけないということになる。そうしますと、それでも今度の改正はそういう性格を持つておると思います。

ますが、どうですか。これで当分様子を見た上で中金にその能力があるかないか。特に、この変動相場制に移行してからの状況というものはなかなか対応はむずかしい。外国為替銀行の中で損をしたところはありません。なかなかうまくやつておる。これを取り上げる場合には、なかなか中金としても私はたいへんな問題だと思うのです。そこで円切り上げ等の損失の場合に——まあ円切り上げに限りませんが、変動為替相場下における損失が、この制度の運用によって出た場合には、会員負担になるのでありますか、どうでありますか。

○政府委員(内村良英君) 外国為替を扱います以上、為替レートの変動に伴う差損について、それを回避することはできないということは、当然のことだと思います。しかしながら、中金の場合は、私どもの指導方針いたしましては、貿易決済に必要な範囲で外貨を保有させるということで、極力必要な範囲に外貨を保有させまして、あまり為替の変動による差益、差損が生じないようことをやらせたいというふうに考えております。

○足鹿覺君 先ほども言つたように、乙種から甲種の中身に移るということになりますと、やはり外国為替業務をやるというからには、本格的にやりたいというのが中金の本心だらうと思うのであります。であるがために、いろいろ準備の体制を進めているということではありますから——そういうある種の規制を加えるということでは、中金として、満足がいかないだろうと思う。中途はんぱな取り扱いではないかと私は思うのです。やるなら協同組合貿易や、あるいは協同組合、商社間の、いわゆる国際交流も盛んになるわけでありますから、まずそこら迎を十二分にトレースして、そしてだんだん国際的な金融市场へも乗り出していけるような力をつけるべきではないか。そういう意味なら理解できますが、これにある種の制限を加えて頭から臨むということは間違いである。

○政府委員(内村良英君) あるいは私の答弁が少しきつたらずであったと思ひますが、私どもは、そ

ということにつきましては、農業系金融の自主性というものは十分私どもも認識いたしておりますので、今後とも、準備率の適用につきましては

慎重に検討してまいりたいと考えております。
○足鹿覺君　いま、そこで話がはずんでおつて、
ちよとわからなかつたのですが、私が言つてお
るのは、農林中金を除くことができない、困難だ

という御意見のようではあります、少なくとも、所属団体系統へ貸し出しをしておる、資金となつておる部分の預金に対しては、準備預金の対象から除くことはできませんかと言つておるのです。これは大臣の見識において——やはり私はきょうは大蔵大臣に来てもらひたかったのです。ですがれども、あの大蔵大臣とは予算委員会でやつてもなかなか話が合いませんので、それでやめたので

す。政務次官に——これは政策・金融になって、政策的な面にわたりますから政務次官に来てもらつてもいいのですけれども、櫻内大臣は、与党の政務官をさせたいです。

私、言ふるに、この調査会長を長らつたのですか。もう少しこうなことが無理だとお考えになりますか。もう少しやはり農林金融機関としての、いわゆるメリットの少ない面を考えて、どうしてもやらなければならぬことをお考へください。

らぬといふならば、いま言つたような、私が言つたやり方もありますし、相互銀行のもう一つ下のランクをつくるといふこともありますようが、農

林大臣ということではなくして、國務大臣として、私は、こういうことをやると——だんだん中金の運営がいわゆる利息をかせぐことにきゅうきゅうとして余裕金運用にうつづを抜かすような結果

とならざるを得ないと、こういう面から心配をしておるのでありますて、これは農林大臣のひとつ見識ある立場からの御答弁をお願いし、御善処をお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○國務大臣（櫻内義雄君） 農林中金の現在活動しておる状況から判断をしてまゝつて、しかもいま大蔵当局から御説明を申し上げたように、全般的な金融引き締めを行なう上において、一体、農林中金の融資の状況はどうかといふようなことを総合的に判断してみますと、先ほどの御説明で八

中金の該当ということになりますと、そうすると、一般的には、一割ぐらいのシェアを持つておるのが、凍結の状況からいえばその一割をはるかに下回る、ごくわずかな分野になりますね。そういうことを考えていきますときに、これは農林省のほうから御説明を申し上げたまことに、系統金融としての立場と、それから外部経済との接点に立つておるという現実ですね。そういうようなものから考えていった場合に、この準備預金制度の最低の率を農林中金に課しておるということは、いま足鹿委員の言われておる御趣旨は、私もわからぬではないんですが、しかし、この実態から申し上げて、その御趣旨とそう違わない、むしろ御趣旨のことく實際には運用されておるのはないかと、こういうふうに考えます。で、別に私としては大所高所から立ちまして、いまのこのやり方といふものについて異論は持つておらないわけであります。

おきます。私も勉強いたします。
金額が少ないから大したことないじゃないかと
おっしゃるけれども、この相互銀行、信用金庫の

場合にランクがあつても、ここへ出ておるトータルといふものは、信用金庫、相互銀行全部総括したもので出ておるわけなんですね。したがつて、二十五億円だから、ごく少量だといふの御説

明は、各相互銀行の中央機関では、それはどの程度の負担を、準備率の拠出を命じておられるかといふ比較がない限り、私は少ない多いは論ずることまできないとと思う。いましてみて、この

制度の運営は系統機関への融資、これが中心使命であって、余裕金をいかに効率的に運用していくかということに重点が移つたらこの機関の使命は達成できなくなりますから、したがつて効率の悪い運用になつてもいたし方がないと。この際には、預金準備率のような、いわゆるインフレ抑制のた

めに、いわゆる再度の準備率の引き上げが行なわれるべきでないというのが私の信念であり、主張であります。これは、間違つてないと思うんです。いまの大臣の答弁に私は少し納得がいきかねます。
さて、一般公定歩合の〇・五%引き上げに伴つて、七月中旬を予定される郵貯、都銀その他の市中銀行の中期定期預金等の利率の引き上げについて検討が行なわれておりますが、七月中旬といふうにわれわれは聞いておりますが、いつころからこの公定歩合引き上げに伴う中期預金等の利率の引き上げは実施されますか。

○説明員(岩瀬義郎君) 今回預本金利の引き上げと中期預金の創設を予定いたしておりますのは、別に公定歩合と連動した同時期をねらつたということではございませんで、あとで御説明いたしますが、時期といたしましては、郵便貯金は七月一日から、民間のはうは七月の十六日を予定いたしております。

御質問がございましたので、前後いたしまして恐縮でございますが、中期預金の創設と預本金利の引き上げは、預金者の需要に応じまして、より有利なる備蓄手段という形で中期預金を考えましたのでございまして、さらに最近の国民経済の動向から見まして、全般的に定期性の預本金利の水準が低過ぎるのではないかということに対応いたしまして、預本金利を同時に一年もの以上の〇・二五の引き上げを行なうということをきめようとしておるわけでございます。

今後の準備と、手続といたしましては、明日、金融制度調査会に中期預金の創設についておはかりをいたしまして、翌日に、金利調整審議会で金利の最高水準をきめる審議を終えた後に、具体的な手続に入りまして、いま申し上げました七月の十六日をめどに準備をいたしております。

別に公定歩合と運動した同時期をねらつたといふことはございませんで、あとで御説明いたしましては、郵便貯金は七月一ですが、時期といたしましては、郵便貯金は七月一日から、民間のほうは七月の十六日を予定いたし

ております。

の引き上げは、預金者の需要に応じまして、より有利なる備蓄手段という形で中期預金を考えましたのでございまして、さらに最近の国民経済の動向から見まして、全般的に定期性の預金金利の水

準が低過ぎるのではないかということに対処いたしました。預金金利を同時に一年もの以上〇・二五の引き上げを行なうと、ということをきめようとしたのですけれど、

しておるわざでござります。
今後の準備と、手続いたしましては、明日、
金融制度調査会に中期預金の創設についておはか
りをいたしまして、翌日に、金利調整審議会で金
利の最高水準をきめる審議を終えた後に、具体的
な手続に入りました、いま申し上げました七月の
十六日をめどに準備をいたしております。

○足鹿覺君 農林大臣も抜かりはないと思いますが、系統農協のこれらの対応については、大蔵省と打ち合わせ済みで、来月の十六日を日途としておやりになりますか。現状はどういうふうに準備なさつておりますか、内容を御説明願いたい。

○政府委員(内村良英君) 系統金融といたしましては、中長期定期預金の創設につきましては、他の金融機関の動向等を十分考えながら、それに即して対応したいということで現在検討をしているところでございます。

○足鹿覺君 いま審議官がおっしゃるように、来月の十六日から——明日の審議会にかけてやろうとしておるので、それにおくれをとるようなことはないですかと念を押しているのですよ。そんな抽象的でなしに具体的に、わかつたようなわからぬようなことを言わずに、具体的におっしゃい。

○政府委員(内村良英君) おくれをとらないようにもする予定になつております。

○足鹿覺君 従来の定期預金貯金率にプラス〇・二五と、いろいろふうに解釈してよろしいです。

○説明員(岩瀬義郎君) 詳しく申し上げますと、現在定期預金は三ヶ月、六ヶ月、一年、一年半といふ四種類がござります。このうちで一年以上の

定期性の中でも長いもの、その一年もの以上を〇・二五%だけ上げるわけでござります。したがいまして、現在一年ものが五・七五%ございますが、これが六年、一年半ものは六・六%になります。

の六・二五%になります。さらに二年の中期性預金ができるので、これが六・五〇といふことになります。

○足鹿覺君 ちょっと最初に、近代化資金に入つてから、対立企業や公害企業への融資問題について少しだしてみたいと思いますが、よくその点、事前のレクチャーが足りなかつたと思いますが、心して御答弁願いたいと思います。

考えて、間違いのない答弁をしてください。いまなりやるとお困りでしょうから。トースが十分でなかつたから。

ますが、私は、參議院の決算委員長をやつておりますが、衆議院時代にも大蔵委員長をやつておりますが、この近代化資金ができた当時の経過がから見て、これは制度金融で、政府みずからがやらなければならぬものを利子補給をして、農協金融にひもをつけるというのですいふん議論があつた。しかし、一時は資金需要も旺盛であつたけれども、近代化資金のワクが相当残つておるようですね。調べてみると、農業近代化資金利子補給金は、四十六年度の補正予算で十八億円減額されておる。決算の段階でさらに十一億円不用額が出ております。

四十七年度はまだよく正確にはわかりませんが、補正予算で二十二億円を減少し、決算はまだ出ていませんが、さらによく不用額が出ると思いますが、どの程度予想されますか。

○政府委員(内村良英君) 四十七年の計数はちょっと資料を持ってきておりませんので、後刻提出したいと思います。

○足鹿覚君 相当出ると思ひますね。このようになぜ余るかというと、融資ワクが十分使われないからではありませんか。

でも指摘されておりますが、新型の中型、大型の機械が一応導入されまして、機械に対する資本投資と申しますか、資金需要というものが一巡した段階にきているかといふことが一つの原因ではな
いかと思つております。
それから、第二点といたしましては、融資限度
が一般の農業者の場合には二百五万円ということになつておりますけれども、最近の經營の大型化等
から見ますと、これは少し低いのではないか。こ
の点につきましては、今般の法律改正でこれを引
き上げることになつております。
それから第三点といたしましては、これはまああ
先生よく御案内のように、農業金融、特に単協の
金融の場合は、どうしても平等主義と申します
か、みんなに貸すといふようなやり方になりがち
でござります。そういうことを、あるいは間接的
に近代化資金が伸びない一つの要因になつてい
るのではないかといふふうに考へておられるわけござ
ります。

○足鹿覺君 まあ補正で減額をし、決算の段階で
さらに不用途額が出る、これは補給補助金の場合で
すね。これには都道府県の上積み補助も、この間
資料で見ますとどの府県も出しておられますね。營
農形態によつてどの府県も同一ではありませんが、
出しております。しかも、四十六年度で見ます
と、ワクで見ますと三千億の融資ワクが千三百七
十三億円しか融資がなされておらない。それはた
だ単に、個人または共同のワクが、個人二百万円
といふのが低かつたというそれだけではない。資
金需要が減退するよくな、そういう農業、農民の
状況がそりやうふうであるから、こうしたことにな
る。したがつて、あなた方が今度平面的に金利に
若干下げ、ワクを広げたからといって、三千億
のものが半分も消化できないといふ、四十六年に
もこういう顕著な事実が出てきておる、政策が破
綻をしておる。さらに四十七年はわからぬとおつ
しゃるが、これまた三千億であります、一千四百
億円を、私の見たところではちょっと程度だ
と思ひますが、まあ大体五十歩百歩だと思ひます。

が、いかがですか。
○政府委員(内村良英君) 数字をちょっと持ち合
わせておりませんので、正確なことは申し上げられ
ませんけれども、大体、先生の御指摘のような
傾向になるのではないかというふうに思つており
ます。
○鹿庭覺君 私の想定をお認めになつたわけであ
りますが、そこで近代化資金のワクの残りの責任
といふものについて、農林省は今後どう対処され
ようとしておるか。融資ワクが三千億に対し一千
四百億円という、五〇%に達しない四七%。四十
六年度は四〇〇億ちょっとと、こういう状態です。
三千億円の融資ワクはだてや醉狂で算定されたも
のではありますまい。日本農業のあなたの方の一枚
看板である資金の裝備の充実、近代化、高能率化
ということをうたい文句にしてやつてみたらこの
結果だ。金の借り手がない、借りられないような
農業情勢になつちまつておる。農業の前途が暗た
んとして農民が希望を失つておる。そういう実情
とあまりにもかけ離れたあなた方の判断が甘いと
私は言わざるを得ない。日本農業の近代化のため
にはこの三千億は、この程度の資本投下が必要だ
といふ前提でできたワクだと思う。それが四割し
か使えないというようなことに對して、大臣まあ
あなたの責任だとは私は言いませんが、少しもあま
りにも見通しの狂いが大きい。これは大きな今度
の手直し程度の問題では解決がつかない根本的な
ものがあると私は考えますが、政治家として、國
務大臣として日本の現状がいま金を借りることとす
らできない現状にあるということに対しても、こ
の近代化資金を今後どういうふうな方向へもつて
いこうとしておられますか。基本的姿勢があつた
らひとつこの際承りたい。あまり事務局の答弁にあ
こだわらないで、思い切ったひとつ御所信があ
るといふことで三倍に引き上げた、そして三千億
ば聞きたいと思います。

○國務大臣(櫻内義雄君) 私が指摘するまでもな
く、近代化資金の経緯を見ますると、昭和四十四
年度でござりますか、総合農政を積極的に展開を
するといふことで三倍に引き上げた、そして三千億

億円の融資ワクとなつたと思ひます。そしてその後の経緯は先ほどから足鹿委員の言われるよに、四十四年、その融資ワクを拡大した年が消化率が四六・七%、四十五年が四五・一%、四十六年が四五・八%、半分にも満たないと、こういう状況にあるわけでござりまするが、先ほどから局長のほうから申し上げまするよう、せつかく融資ワクは広げてみたが、一体現在の農業經營の実態に即応するような貸し付けであつたのかどうかと、そういう点を考えまするときに、今回の改正で融資限度額を五倍に引き上げる。そうしなければ、いまの農村の必要性にこたえておらないんではないかということ。あるいは金利の引き下げといふようなことを行ない、さらには農業信用保証制度の改正をも加える、また、借り受け資格者の範囲を拡大する。こうしたことをお願いしておるわけでございます。したがつて、今までの状況からすれば、せつかくのこの近代化資金といふものが十分活用されておらない。その点については、われわれとしても反省しなきやならない点があつたと、こういうことになります。しかし、今後におきましては、所要の改正後においては、いまの農村の実態に沿つてこの資金が活用されるものと、かように見ておるわけでございます。

い実例があるんです。農業協同組合の理事全員のが起きましたして一年以上もみ上げた事例があります。保証をとる。保証料を押せ、それからおやじの名義になつておるたんぼを担保に出せとかつた二百万やそこらの金ですよ。そこから問題が起きましたして一年以上もみ上げた事例があるんです。何のために農業信用保証協会があるのか私は言いたい。なぜ、理事全員の保証が必要なのか、私にはよくわからない。おやじは、先祖伝来の土地を、おまえらの思いつきで担保などには絶対に入れぬ。あと継ぎが一生懸命シイタケで山村で出かせぎを食いつめようとしても、一年以上もたなざらになつて、やつと、まあ私もいろいろと間接的に働いて、保証は組合長だけでももらひ、担保で片づけてやつとこの間やりました。未端へ行きますと、内村さん——大田もよく考えてください、島根県も農業県ですが、こういう実情ですよ。信用保証協会というものがあるのに、なお、単協の理事の判こをとる。保証をとる。担保と保証と信用保証協会をとつておる。そんなでたらめなことがありますか。今度の信用保証協会のワクも広げようということもけつこうであります。山に応じて早く農民の意欲を刺激するようなことになつていい。解決がつかなければ何年でもそのままに投げてある。こういうことで、ますます山村の出かせぎに拍車が加わってきておるのではないか。もっと簡素化をはかる、早期に資金需要にこたえると。そういう事務的な問題が、やはり大きな疎外要因となつておる。第二の疎外要因は、資金そのものの内ワクがちょっと多過ぎる。いいですか、県への大ワク程度で中ワクをつくるならばそれでよろしいが、それが、鳥取県で言いますと、三つの農業振興局がある。この各振興局に割り当てて、その中にまた障子を立てるところが一ぱいあります。同期生もたくさんおりまして、ときどき嘆くわけですが、先生、とにかく

貸してくれえ、というところは、もう一ぱいで、
錢がなくなる。いわゆるワクがない、ないところ
は融通がつかぬ。年度末になつてあずるといふ状
態がある。こういふ運用面においてきわめて彈力
的な運用になつてゐない。こういつた面が、いわ
ゆる農業の基本姿勢にからんで、さらに、いわゆ
る資金が借りたいが借りられないから半分以上も
残るといふ状態になつてゐるんじやありません
か。そういう問題点を除去しないで、運用面の改
革に手をつけないで私は解決はつかないと思想い
ますが、その点いかがですか。

○政府委員(内村良美君) ただいま足鹿先生から
御指摘がございました点は、私どもも、そういう
事態があることは承知しております。そこで、
近代化資金につきましては、保証保険制度があり
ながら担保の徵求がきびしいということではいけ
ないということで指導してまいっております。
私どもの調査では、最近は物的担保をとるもののが
一%以下ということになつております。ただ、保
証人をとるものが、數字を申し上げますと、協会
の保証にかけたものであつても、四十四年は八
一%，四十五年が七七%，四十六年は七五%とい
うふうに下がつてはおりますけれども、保証人を
とるケースはまだ相当ござります。それから無担
保・無保証の割合はふえてまいりました、四十四
年は一〇・七%，四十五年は一六・三%，四十六
年は一七・三%というふうに一・無担保・無保証
で協会の保証だけで貸す、これは理想的な形でござ
いますが、そういったものも逐次ふえていくわ
けでございます。したがいまして、私どもいた
しましては、近代化資金の場合には保証保険制度
があるわけでございますから、そういったものを
今回もまた拡充するということをやつております
ので、そういうもののを利用して、極力、担保の
徵求はあまりきびしくしないで運用したいといふ
ふうに考えております。ただ、これも金融でござ
いますから、担当者としては、やはり保証人ぐら
いはほしいといふような気持ちもあるのではないか
かと思いますし、その辺のところは今後の運営の

問題といなしまして、私どもも改善に努力しなければならないといふに考えております。それから第二点の、借りようと思つても非常に時間がかかるじゃないかという点でござります。この点も先生御指摘のような点が多くあるかとも思いますが、れども、私どもの調査によりますと、大体、制度発足の当初は近代化資金を借りるのに、手続だけで三ヶ月くらいかかるといふよりなケースが多くあつたようでございます。それが最近の調査では、大体申し込んでから一ヶ月で借りられるというふうな形になつておりますと、運用面のそいつた面の改善もかなり進んでいるわけでございます。確かに、先生のおっしゃるとおり非常に運用がむずかしくなつていて、さらに資金ワクが非常にこまかい、もつと大ワクにしてやつたらどうかといふような点も御指摘のとおりかと思います。したがいまして、この近代化資金は、せつかく農業者の装備の高度化、経営の合理化のための資金でございますから、農業者の人たちが使いよいように、なお制度の改正については今後努力しなければならぬということは、先生の御指摘を待つまでもなく当然のことでござります。したがいまして、私ども、御趣旨に沿つて制度の改善を、なお今後も進めるようなことで検討しなければならないといふに考えておるわけでござります。

○足鹿覺君　ぜひ御検討になつて、簡素化と早期化をやつていただきたいと思います。

それから、これは、近代化資金に関連をいたしまして、どの制度金融か近代化資金か、あるいは家畜導入資金かは別として、この資金融資問題以前の問題として私は、日本の農家で成長産業といわれておる、いわゆる酪農や果樹産業が、負債で動きのならない状態になつておる憂うべき現象を心配しております。そこで、これらの点について、去年九州に行って、果樹の現状を調べました。また、酪農は、私の県に盛大でありますから調べてみました。いま酪農の例をとつて申しますと、農家負債の実態調査と負債整理の対策が今日

急を要するのではないか、この点について農林大臣なり局長に伺いたい。

そこで、日本の農業は規模拡大、機械化、省力化の名のもとに資金の導入を勵行し、その結果負債が増加して、——過剰投資の傾向にあることは私はいなめないと思うのです。つまり協同化がうまくいかないから、個々別々に農協から流れてくる機械化に金を出し過ぎる、こういうことになつておる。その典型とも言えるものが酪農だと思うのです。多頭飼育に踏み切った戦後の状況としては、相当の成果をあげておりますが、それに伴う負債の累積は多くて、酪農民は大きな挫折感に現在さいなまれております。そういう現状を憂えまして、私は調査をしてみました。元来、酪農の採算の価格は、一頭当たり三十万円ないし五十万円が投資限界といわれておるわけであります。しかし、実際の必要投資額が百万円、それに土地資本を加えると、ときには百五十万円と、投資限界の二倍近い過剰投資となつておるわけであります。先日、私は、内村さんに、この問題を抽象的に言つたら、いや、北海道にはそういう事例はあるが、農林經濟統計調査によると、貯金は百五十万円、負債額は五十五万円足らずだから、心配はないということを言わされました。これは、全部一括して計算で見れば、あるいはそういうことになつておるかもしません。

と、相当なものですね。これが六戸の平均であります。一戸当たりの借り入れ金残高を調べてみますと一千百万円をこえているのです。しかも農家経済を見ると、農家所得が——総所得ですね。これが百六十五万円、このうち農業所得が百三十万円、農業所得率は八二・二%にすぎません。これに対し、元金、利子を含む借り入れ金返済が驚くなれば百四十五万円と、農家所得の八八・一%、農業所得に対しては実に一〇七・二%であります。ですから、農家所得の八八・一%に比べますと、純農業所得に対しては一〇七・二%で、七・二%借り入れ金の返済額が農業所得をオーバーしておるという実情ですよ。大臣。これはじゅうたんの上を踏んでおりますとわからないんです、現在の、いかに苦しんでいるかといふ実態が。これは最近の、じゅうたん農政の私は典型だと思うのです。もつと地についた調査をし、あたたかい日本農業の再建のために努力をしてほしいからこういう事態を申し上げるわけがありますが、酪農を營むだけでは借り入れ金の返済も無理な状態であります。また、当然のことであるが、農家経済余剰は五十七万円の赤字であります。他費に出しても金は五十六万円です。たった。そして、借り入れ金の返済は、多いのになりますと百四十五万三千五百円というものもありますが、さつき言つたのが平均です。もつと多いものもあります。約二千万円近いのもあります。

こうしたことありますから、酪農を続けるには、借り入れ金返済のために酪農以外に労働力を提供し、農外所得を得なければならぬ。そして、その結果また労働力の不足を招き、その解消策のためさらに機械導入をはからねばならぬといふことで、ますます借り入れ金の増大を招くといふことでもあります。借り入れ金循環を繰り返しておるというのが実情です。涙なくしては見れない現状です。これが一番兼業の少ない、農業だけで生きていこうといふ農民であるだけに私は悲しむべき現象だと思う。これに目をつむって、私はいや酪農は成長産業だ、果樹兼業も成長産業だなんと、ということはきれいごと過ぎます。

と思ふのですよ。総合農政の成果が上がったなどの八八・二九の借金を背負つておる酪農家が成長産業と言えますか。そういう点から考えられ、もとと酪農の多頭化、近代化は西欧近代化酪農の成立においても明らかなるように、土地改革、価格革命、農法革新の三大革命を前提として初めて順調に進んできた経過があることは御承知のことあります。農民所有地、入り会い地の国有化、農産物価格の低位固定、農民から土地と価格を奪うよりないまでの総合農政の進め方、日本列島改造の進め方では私は兼業を増大こそそれ、このようならじめな日本農業を守ろうという農民の意欲を失わせる結果になりはしないかと憂えます。

したがって、このような観点から超低利、長期金融を行なうことはもとより、農家の債務状況をこまかく調査を行ない、その実情に応じた金融政策をとっていくことが必要であると思うのであります。また、地方自治体で行なっている金利補給は個々まちまちで、先般いたいた資料を検討してみますと、総合性がないですね。その地区のピックアップした大きな問題だけになる。これでは、いわゆる地域によつて非常に高い金利を払つておるところと、低い金利で済むところといいうアンバランスが出ておる。地方自治体は基準財政需要額の中に入つておると思いますが、この利息補給は。それだとするならば、頭から國でなぜ地方政府が自治体分も考え方ないんですか。そういうところに私は、非常に問題があると思うのです、現在の農林金融について。もつと総合的見地に立つて、各都道府県の長所と短所、昔農の実態に即応するような改善をするためには、まず実態調査をあなたの方はなさらなければならぬ。農基法が実施された方ではなくんをすればいいというようなことで伏せてただ、融資ワークを拡大すればいい、金利を少しよつとかげんをすればいいというようなことでは解決がつきません。いかがですか。実態調査をやられ、農家の債務対策に対して真剣に取り

○國務大臣（櫻内義雄君）　ただいま実情に沿つて御質問をちよだいたいしたわけでございまして、例にあげられました農家の実態については、承つておると、まさに御同情にたえない、非常な御苦勞されておるということが十分私としても感ぜられたわけであります。この実態の把握と、こういうことにつきましては、農林省の統計情報部のほうで絶えずこれはやつておることでございまして、ここ一両日中には最近の農家経済の状況の発表も行なわれることと思つております。しかし、御質問の中にもございましたように、総合してくると、全国一農家当たりの借り入れ金の残が四十六年度の例でいえば四十五万五千円、これはそういう数字が出ておるわけです。それからその預金残はどうかといえば、百五十八万九千円、こういうふうに出てくるわけです。

○足鹿覺君　それはもう大臣、この間、聞いたんです。

○國務大臣（櫻内義雄君）　こういうふうに出てくるわけですね……。

○足鹿覺君　違うのです、それは。

○國務大臣（櫻内義雄君）　数字の上では出てくるのです。そこでその調査が欠くるところがあるかないか、これが一つの問題点になると思うのですが、相手ですが、現在、統計情報部におきましては、相当精査をいたしておりますつもりでござりますが、きょうのお示しの例からすれば、非常に何か実情にそぐわないよう受け取られるわけでございませんが、この辺、私としてもなおよく検討してみたいと思います。

なお、御指摘のような負債で非常にお困りになつておるという場合に、御承知の農林公庫資金の自作農維持資金を活用していくべくよろな、そういう道を講じております。また、個々の農家の実情に応じて延納等の措置をとるよう、必要に応じて関係機関を指導しているところでござりまするから、いま例をあげられて、いろいろと御

質問でござりまするが、この農家の場合、どうなつておるか、これも検討してみたいと思うのであります。一般的には、ただいま申し上げたような統計上の数字でもあるし、また農家の負債に対しましては、自作農維持資金を活用するという、そういう道を講じておるのでありますから、この辺は御了承いただきたいと思います。

○足鹿覺君 とにかくこういう実態をいわゆる農別に、たとえば酪農と果樹について、果樹は自由化の波にさらされようとしております。大きな基盤整備から、幼木の植込みから資金投下をしておるが、大きな金ですよ。酪農と同様ですよ。去年向こうへ行つたときにも、九州を見たときに、私はつくづく感じました。ですから、一般の農林統計調査事務所の経済調査でもつて満足ができませんから、管農種目を限つて特別調査をなさい。それはできないですか。それすらもできないようなことでは、金融を論ずる資格はありませんよ。そんなことがありますか、何ですか、一体。日本の一一番成長産業がつぶれかかっているのだ。

○國務大臣(櫻内義雄君) 統計情報部におきまして、個々の農家を積み上げての統計を持つておるのではありますから、その中から酪農の場合はどう、果樹の場合はどうと、これは常識的に考えまして、不可能なことではない……。

○足鹿覺君 すぐできますよ。コンピューターを持つておるのだもの、統計調査部は。

○國務大臣(櫻内義雄君) 整理はできるものと思ひます。

○足鹿覺君 じゃ、やりいたしますね。

○國務大臣(櫻内義雄君) 私としてはさつそく統計情報部のほうへ、そういう整理をさせるように申しつけたいと思ひます。

○足鹿覺君 その結果に対しては、負債の整理、負債の軽減、そういうことについては遺憾なきを期してもらいたい。強く御要望を申し上げておきますが、とりあえず、まずその実態をお調べになるが、将来に不安を持つておるか、その実態の上

に立って生きた農政をやつてもらいたいから、たといへん強く申したようですが、他意はありません、大臣。よくひとつ御善処を願いたいと思ひます。

次に、太立企業や公害企業への系統農協からの融資の問題について伺いますが、農村資金は農村資金に還元するとの本旨に基づいて、私は、農協系統資金については、あまり金利第一主義に走り過ぎないで、明確に対立関係にある企業等については、融資は慎重を期すべきではないかと思うんです。いかがですか、その点。

○国務大臣（橋内謙吉君） これはもう反対委員の
おっしゃるとおりだと思います。ただ、
その流通加工をやっておる場合に、これが競合関
係にあるか、対立関係にあるか、というようなこと
とは、一がいには言えないと思うであります。
ほんとうに競争関係とか、対立関係であるといら
うことは、一般的な農林漁業との密接な関係に立つておる場
合もあろうかと思ひますから。極力をそういう、
ほんとうに競争関係とか、対立関係であるといら
うものに、たた金利がいいから融資をするんだと、
そういうことであつては、これはならないのであ
りまして、その辺の調和はよく考えていく必要が
あると、こう考えます。

○足鹿覺君 考えるだけではなしに、大臣、そ
ういうことはあつてはならぬと、厳重にそういう指
導をやつてもらいたいと思うわけであります。
今度、農林省の機構改革で流通局ができた、けつ
こうであります。ところが、去年私は、九州を視
察しまして、ある県でジースの近代的な工場を
見ました。ところが、農協の名を冠してない、
レッテルに。ある有名なメーカーのレッテルが
張つてある。それを農協の工場がやつておる。農
協の資金を借りて農協がやつておる。いろいろと
めでて懇談をしてみました。なぜ農協の名を使わ
ぬのか、なぜもつとPRをしないのかと言つた
ら、先生、とってもそれはPRには錢がかかりま
す、こう言っています。第一、この銘柄を売り込
むためには相当金がかかります。それよりも銘柄
の売れた名前を出して、若干看板料を払つたほう

がと、いまの段階は涙ながらにそういう対策をとつておるという苦衷を聞きました。ところがどうですか、その後、全農が農協牛乳を売り出した。農協果汁を売り出したら、果然空気は変わってきた。たではありませんか。農協の農協牛乳でも、農協果汁でも、品質は絶対心配ないという、これは主婦間の人気を博し、新風を送ったではありませんか。いわゆるエキスを水に薄めた、砂糖で薄めたものや、粉末を水と砂糖で攪拌したものをジースとして飲んでおった日本国民の口には合わなかつたが、だんだん変わってきたではないか。

しかも、では、コマーシャルは、テレビその他に対してコマーシャルはやつてないのかといふと、各県連もやつておる、全国連もやつております、みんなばらばら。これではね、この金は数億円の金ですよ、大金を使ってますよ。なぜもつと総合企画的に、いわゆる生産者と消費者をつなぐ一番端的な、茶の間と、食卓と農協を結ぶ唯一の手段はテレビ、これが一番効果的であることは言ふまでもありません。私は、これに金を出すことは決して惜しいとは思いませんが、県連は県連あるいは中央連は中央連でてんでんばらばらにやつておるというところに、私は問題があり、幾らでもコマーシャルを通じて農協の果汁、農協の牛乳、農協の加工品、かん詰め、農協の牛肉というふうにやつていけば、これだけいわゆる生産者とのノウキヨウという悔べつを込めた農協に対する認識が改まつてくると思う。それでこそ初めて私は食品流通局ができた目的にもみずからかなうと思うのです。もつと私は農協マンが自信と誇りを持つて、そして情報化社会に必要なる措置に對応していくことが必要だと思います。そういう点について、余談になりましたが、もつと本来の仕事に系統内融資の新しい企画性のある方向を今後融資の対象にし、これには思い切つてつき込んでいくといふような対策を講じてほしいことを

強く要望しておきます。

別冊付録

第二には、いわゆる公害企業への系統資金が流れているのか、おらないのかという問題です。聞かれておるのによると、いろいろな情報があります。

が、いすれこれは水産三法の審議のときに、これ
は与野党一致してお互いが真剣に漁民の将来を考
え、国民の食生活を案じ、国家百年の今後に対し

て、責任ある態度で審議をしていきたいと思いま
すから、私はほんの一点だけきょう申し上げてお
きますが、最近、わが国の沿岸の水銀汚染はきわ
めてきびしい状態にあることは言うまでもあります

せん、御承知のことおり。一昨日、魚介類に含まれる水銀暫定許容基準がきまりました。厚生省が一週間に〇・一七ミリグラムまではいいというのを、小アジを一週間に十二四、マグロなら四十七切れとかいうような、歛立までつくるといふこと

になつた。成人一週間に〇・一七ミリグラムまでと
いふことなんですね。で、〇・三P.P.M.以上は廃棄す
ることになつた。基準委員会がそういうものを出
して、厚生省もそういう生活指導をする、これは
厚生省は、そういうものをして指導すれば事足
りるでありますしうが、いままで米と魚で今日ま
で日本民族は何千年来生きてきた。この長い食生
活に、大きな異変ができ、漁民は生活の道を断た

れ、自分たちに海を返せと悲痛な叫びを上げて、全国で立ち上がりつゝおり、実力行使で公害企業の排水口を埋めるという騒ぎが起きている。きょうは東京湾でデモが行なわれる、全国が騒然としてきた。これはわれわれ国会としては、きわめて重大視し、水産三法の審議を通じて徹底的に追及していくしかなければならぬと思いますが、この際、大臣に承つておきたいことは、公害企業と国の責任をやはり今後明確にしていかなければならぬと思いますが、このような深刻な状態と/orいものは最初からわかつておれば、手の打ち方もあつたでしょう。しかし何十年前からこれがわかつておつたわけではない。だんだんといろいろと事態が起きて、それを政府が適切な、それを機会に手を打つことを意図したといふ点もなきにしもあらずで

ありますが、とにかく国民が魚は食えないといふ
ような不安におののいておるような情勢にある。
そういうときに、今まで融資したものの中に一
体系統農協から関連産業融資という名前におい
て、あるいはそれに類するものによってどういう
ものが融資されておつたのか、われわれはつまび
らかにしておりません。

たとえて言うならば、あとで触ますが、農民
病という独特の、農民が病気にさいなまれてお
る。その対立産業にもし融資が行なわれておつた
とするならば、これは私は納得のできないことに
なろうかと思う。いままではわからなかつたか
ら、ある程度いたしかたのない面もありますが、
事ここに至つたからには、発想の転換、思い切つ
た、態度を変えていかなければならぬと私は思わ
ざるを得ない。で、これからこの時点からでもよ
ろしいから、公害防止努力を怠つた企業への融資
については、企業の反省と公害防止への対応いか
んによつては、断固たる方針で融資の引き揚げあ
るいは融資の打ち切りと、うよくなきびしい態度
をまず系統農協から打ち出すべきではないか。そ
してこれを、銀行局審議官にも伺いますが、一般
の金融機関に対しましても、そのよくなきびしい
姿勢を打ち出すことによつて、公害防止を怠る企
業の絶滅を期していくことも私は公害対策
の一環ではなかろうかと思う。そういう点で、農
林大臣からは、系統融資の公害産業への融資問
題、銀行局に対しましては——大蔵省に対しまし
ては、一般都市銀行の融資態度等について発想の
転換——大きないわゆる高度成長を福祉成長に切
りかえるんだなどときれいことを言つておつてみ
ても、中身をむいてみれば依然として公害の防止
を怠つておる産業にどこからでもどんどん錢が出
ていくと、こういうことでは私は締めくくりがつ
かぬと思う。そういう点でひとつ根本的な発想の
転換の段階がきたと思います。何でもかんでも企
業に融資をとめたり、あるいは打ち切つたりとい
うことを探し上げておるのであります。公害
の防止努力を怠り、また、そういう公害を起

ても反省があがらないものに対しては、断固たる措置をとつていくことが必要ではないか。特に、地方農漁民、農山村の組合員から金を集めめた系統融資の場合には、そういう点が特に必要ではない。自分らが出した金で自分らが、水俣病の被害を農民が受ける。これでは全く意味がないと思う。そういう面を私は、この次の水産三法のときに詳しくやりたいと思いますが、この際、大臣と銀行局のほうから御所見を承つておきたいと思います。

○國務大臣(櫻内義雄君) いわゆる員外利用の場合、公害企業に対しどの程度従来融資しておるかといふ問題になると思うのであります。それで、いま手元にある資料で見ますと、金庫の関連産業取引先のうち肥料等の化学工業、紙パルプ工業などに融資しておる場合があると思います。そういう場合に、著しく環境を汚染し、公害防止についての改善意欲がないとか、能力が著しく欠けるとか、いろいろなことがありますれば、それは順次融資を引き揚げていく、急にやると公害のおそれのある、あるいはその公害防止に対する意欲がない、こういうことであれば、当然融資は引き揚げていく方針をとりたいと、こう思いました。

それで、今度のこの農林中央金庫法の改正でいきますと、農山漁村の産業基盤、または生活基盤の整備を行なう法人に対して資金が貸し付けられる、こういうことになりますが、そういう場合でも、公害防止を怠っているような企業が、この中に入ってくるという場合、あるいは農業協同組合法の一部改正でいきますれば、やはり同じようになりますが、どうぞお聞きください。このように産業基盤または生活基盤の整備のために必要な一定の資金の貸し付けを員外利用のワク外で認めます。こういう場合はござりまするから、こういう場合には、ただいまの御質問の御趣旨を尊重して、かりそめにも農業者や漁業者の将来に悪影響のあるものに融資をするといふようなことは、こ

れは避けるべきだと思います。

○説明員(岩瀬義郎君) 御質問の一般金融機関に對しましては、漫然と公害を発生しておるような企業に對して直接いろいろな面で指導すべきだと思ひますし、私ども、日本銀行を通じまして、日本銀行の窓口指導の段階におきまして十分注意するように指導をいたしております。

なお、今後公害を防止するための施設に、國の

金融を受けるというようなことにつきましては、

これは実際に公害を将来起こさないための設備等をやるわけでござりますから、これにつきましては、

現在金融引き締めの中でござりますけれども、農

日銀の窓口等の中で、特に十分配意するよう

これも指導をいたしております。今後も確かに國

民生活の上に非常に重要な問題でござりますの

で、一般金融機関の融資態度につきましては、先

生の御指摘のような発想の転換といふ点も十分配

慮すべき問題であろうと考えております。

○足鹿覺君 これは水産三法も近く審議の機会が

あらうかと思ひますので、そのときに詳細は譲り

がほしいのですけれども、なかなか見せてもらえ

ない。いわゆる現在トラブルの起きておる、公害

防止事業を怠つた大手の企業に対する融資銀行、

融資団体、融資額といふようなものが、私どもは

知りたいのであります。これは別に悪い意味で

申し上げるのではなくして、先ほど述べたよう

に、今日のよくな車態が起きるということは、

もともと一連の対策を怠つたことにあります。そ

れだから今までのことは今までのこととして

これから問題をどう処理するかといふことが問

題であります。そういう意味において、かりに

漁民に補償するにしてみても、資金を國家が出さ

せん。で、それまで打ち切るということになる

と、今度は漁民のほうが困る。ですから、機械的

な解釈は私はいたしませんが、審議官ね、そ

う

いつた資料はいただけませんか。

これは、農村の交通事故対策の一環として支出さ

れたもので、二十九億五千万円といわれておりま

す。今後も農民の健康、福祉の増進、農業生産の向

上による所得拡大のため、あるいは農村地域開発

のため、系統共済資金を積極的に活用していく

べきだと思いますが、最初に農林大臣に伺います

が、この種のものについては、国または地方自治

体が何らかのやはり援助態勢をとるべきではない

かと思います。先般これと相一致いたしまして、

リテーションを開設した。これは交通事故の多

発、交通事故による身体障害者の社会復帰施設の

少ない現状からみて、私は、農協が初めて、かかる

社会的対策に一步踏み出したものとしてその意

義を認めておるものであります。この施設の運

営に当たつてはばく大な経費を要するわけである

のに、施設の性格上取扱は赤字が見込まれてお

る。現行税法では、これに対する寄付行為に対し

て、一定額をこえる部分について課税対象となつ

ておる。大体全国のベット数が、身体障害者専門

のこの種の病院数はまだかであります。ベッ

ト数は三千といわれておる。その中でこの占め

——全共連が大分と中伊豆に設けたものでは三

百床を持つておりますから、一割を持つことにな

ります。このよな施設は元來国家がなすべきも

のであって——農協団体が交通被害者の傷状を見

かねて社会福祉法人を設立して、別人格のものを

つくつて、リハビリセンターの運営に当たつてお

ります。この運営資金に四十億円金を出す。これ

はもちろん赤字になりますが、三割五分、二億六

千万元の課税をやる。一休国がやらねばならない

仕事を、自賠責をしておる民保がいつこういろこ

とをやりましたか。何にもやっておりません。そ

れを四十億の巨費を出し、七億円の赤字覚悟で

な解釈は私はいたしませんが、審議官ね、そ

う

いつた資料はいただけませんか。

これは、農村の交通事故対策の一環として支出さ

れたもので、二十九億五千万円といわれておりま

す。今後も農民の健康、福祉の増進、農業生産の向

上による所得拡大のため、あるいは農村地域開発

のため、系統共済資金を積極的に活用していく

べきだと思いますが、最初に農林大臣に伺います

が、この種のものについては、国または地方自治

体が何らかのやはり援助態勢をとるべきではない

かと思います。先般これと相一致いたしまして、

リテーションを開設した。これは交通事故の多

発、交通事故による身体障害者の社会復帰施設の

少ない現状からみて、私は、農協が初めて、かかる

社会的対策に一步踏み出したものとしてその意

義を認めておるものであります。この施設の運

営に当たつてはばく大な経費を要するわけである

のに、施設の性格上取扱は赤字が見込まれてお

る。現行税法では、これに対する寄付行為に対し

て、一定額をこえる部分について課税対象となつ

ておる。大体全国のベット数が、身体障害者専門

のこの種の病院数はまだかであります。ベッ

ト数は三千といわれておる。その中でこの占め

——全共連が大分と中伊豆に設けたものでは三

百床を持つておりますから、一割を持つことにな

ります。このよな施設は元來国家がなすべきも

のであって——農協団体が交通被害者の傷状を見

かねて社会福祉法人を設立して、別人格のものを

つくつて、リハビリセンターの運営に当たつてお

ります。この運営資金に四十億円金を出す。これ

はもちろん赤字になりますが、三割五分、二億六

千万元の課税をやる。一休国がやらねばならない

仕事を、自賠責をしておる民保がいつこういろこ

とをやりましたか。何にもやっておりません。そ

れを四十億の巨費を出し、七億円の赤字覚悟で

して、救急医療設備のために、厚生農協連や公共

医療施設に三十億円を寄付したそうであります。

これは、農村の交通事故対策の一環として支出さ

れたもので、二十九億五千万円といわれておりま

す。今後も農民の健康、福祉の増進、農業生産の向

上による所得拡大のため、あるいは農村地域開発

のため、系統共済資金を積極的に活用していく

べきだと思いますが、最初に農林大臣に伺います

が、この種のものについては、国または地方自治

体が何らかのやはり援助態勢をとるべきではない

かと思います。先般これと相一致いたしまして、

リテーションを開設した。これは交通事故の多

発、交通事故による身体障害者の社会復帰施設の

少ない現状からみて、私は、農協が初めて、かかる

社会的対策に一步踏み出したものとしてその意

義を認めておるものであります。この施設の運

営に当たつてはばく大な経費を要するわけである

のに、施設の性格上取扱は赤字が見込まれてお

る。現行税法では、これに対する寄付行為に対し

て、一定額をこえる部分について課税対象となつ

ておる。大体全国のベット数が、身体障害者専門

のこの種の病院数はまだかであります。ベッ

ト数は三千といわれておる。その中でこの占め

——全共連が大分と中伊豆に設けたものでは三

百床を持つておりますから、一割を持つことにな

ります。このよな施設は元來国家がなすべきも

のであって——農協団体が交通被害者の傷状を見

かねて社会福祉法人を設立して、別人格のものを

つくつて、リハビリセンターの運営に当たつてお

ります。この運営資金に四十億円金を出す。これ

はもちろん赤字になりますが、三割五分、二億六

千万元の課税をやる。一休国がやらねばならない

仕事を、自賠責をしておる民保がいつこういろこ

とをやりましたか。何にもやっておりません。そ

れを四十億の巨費を出し、七億円の赤字覚悟で

して、救急医療設備のために、厚生農協連や公共

医療施設に三十億円を寄付したそうであります。

これは、農村の交通事故対策の一環として支出さ

れたもので、二十九億五千万円といわれておりま

す。今後も農民の健康、福祉の増進、農業生産の向

上による所得拡大のため、あるいは農村地域開発

のため、系統共済資金を積極的に活用していく

べきだと思いますが、最初に農林大臣に伺います

が、この種のものについては、国または地方自治

体が何らかのやはり援助態勢をとるべきではない

かと思います。先般これと相一致いたしまして、

リテーションを開設した。これは交通事故の多

発、交通事故による身体障害者の社会復帰施設の

少ない現状からみて、私は、農協が初めて、かかる

社会的対策に一步踏み出したものとしてその意

義を認めておるものであります。この施設の運

営に当たつてはばく大な経費を要するわけである

のに、施設の性格上取扱は赤字が見込まれてお

る。現行税法では、これに対する寄付行為に対し

て、一定額をこえる部分について課税対象となつ

ておる。大体全国のベット数が、身体障害者専門

のこの種の病院数はまだかであります。ベッ

ト数は三千といわれておる。その中でこの占め

——全共連が大分と中伊豆に設けたものでは三

百床を持つておりますから、一割を持つことにな

ります。このよな施設は元來国家がなすべきも

のであって——農協団体が交通被害者の傷状を見

かねて社会福祉法人を設立して、別人格のものを

つくつて、リハビリセンターの運営に当たつてお

ります。この運営資金に四十億円金を出す。これ

はもちろん赤字になりますが、三割五分、二億六

千万元の課税をやる。一休国がやらねばならない

仕事を、自賠責をしておる民保がいつこういろこ

とをやりましたか。何にもやっておりません。そ

れを四十億の巨費を出し、七億円の赤字覚悟で

して、救急医療設備のために、厚生農協連や公共

医療施設に三十億円を寄付したそうであります。

これは、農村の交通事故対策の一環として支出さ

れたもので、二十九億五千万円といわれておりま

す。今後も農民の健康、福祉の増進、農業生産の向

上による所得拡大のため、あるいは農村地域開発

のため、系統共済資金を積極的に活用していく

べきだと思いますが、最初に農林大臣に伺います

が、この種のものについては、国または地方自治

体が何らかのやはり援助態勢をとるべきではない

かと思います。先般これと相一致いたしまして、

リテーションを開設した。これは交通事故の多

発、交通事故による身体障害者の社会復帰施設の

少ない現状からみて、私は、農協が初めて、かかる

社会的対策に一步踏み出したものとしてその意

義を認めておるものであります。この施設の運

営に当たつてはばく大な経費を要するわけである

のに、施設の性格上取扱は赤字が見込まれてお

る。現行税法では、これに対する寄付行為に対し

て、一定額をこえる部分について課税対象となつ

ておる。大体全国のベット数が、身体障害者専門

のこの種の病院数はまだかであります。ベッ

ト数は三千といわれておる。その中でこの占め

——全共連が大分と中伊豆に設けたものでは三

百床を持つておりますから、一割を持つことにな

ります。このよな施設は元來国家がなすべきも

のであって——農協団体が交通被害者の傷状を見

かねて社会福祉法人を設立して、別人格のものを

つくつて、リハビリセンターの運営に当たつてお

ります。この運営資金に四十億円金を出す。これ

はもちろん赤字になりますが、三割五分、二億六

千万元の課税をやる。一休国がやらねばならない

仕事を、自賠責をしておる民保がいつこういろこ

とをやりましたか。何にもやっておりません。そ

れを四十億の巨費を出し、七億円の赤字覚悟で

して、救急医療設備のために、厚生農協連や公共

医療施設に三十億円を寄付したそうであります。

これは、農村の交通事故対策の一環として支出さ

れたもので、二十九億五千万円といわれておりま

す。今後も農民の健康、福祉の増進、農業生産の向

上による所得拡大のため、あるいは農村地域開発

のため、系統共済資金を積極的に活用していく

べきだと思いますが、最初に農林大臣に伺います

が、この種のものについては、国または地方自治

体が何らかのやはり

運営費を出す者に、さらに三割五分の税金を取り立てる。一体、社会福祉法人に対する課税のやり方に矛盾があると私は言わざるを得ない。国すら手を出さないような仕事に手を出した者が税金を支払う。これは、この種の矛盾はもう至るところにころがっております。どんどんこれから交通灾害の拡大していく段階において、この種のものは国が肩がわりをしていかなければならぬと思いますが、せめて肩がわりができるれば肩がわりをしておる者に免税をするとか、あるいはいろいろの便宜をはかって、すみやかに交通事故者が社会復帰を促進できるようにはからうべきではないか、かように思います。

そういう点において農林大臣には厚生連との、厚生病院がなかなか事業不振で困っておりまし、これらとの長期融資等の連係についてもう少し農林省で御指導願いたいし、大蔵省には、このようないわゆるリハビリテーションのような、一番日本でおくれた施設に対する課税問題について再検討してもらいたい。できれば非課税の措置を即時とつてもらいたいと思います。このことによつてこの種のものがだんだん増設をされ、不幸な交通事故者が社会復帰が促進されるということは、まさに社会的意義があると思いますので、この点を伺つておきたいと思います。

○國務大臣(櫻内義雄君) 足鹿委員がおっしゃつておるよう、共済連が系統医療機関たる厚生連と緊密な連携をとりまして、この自賠責の運用益及び調整準備金の中から、厚生連の病院等に、財団法人日本成人病予防会を通じて助成することになつておるということについては、農林省としても、きわめて意義があることであり、この共済連の努力を多としておるわけであります。四十八年度におきましては、救急医療施設整備病院数としては厚生連病院八十五病院、その他の公的病院で九十八病院、合計百八十三病院。それから救急医療施設整備資金額が十四億八千万円、こうなつておるのでござります。ただいま御批判がございましたその中で、この運営資金について出す場

合には、税金がかかるといらようなことになつておることは、これはできれば機会を得て改善をしていただきたいという気持ちを農林省サイドでは持つておるのでござりますが、幸い施設につきましては、税金については免除をされておりますので、いずれにいたしましても、こういう有意義なことについては農林省とともに共済連のこれからのさらなる活動を期待しておるわけであります。

○政府委員(大倉翼隆君) ただいま足鹿委員御指摘の件は、かなり複雑な経緯をたどつておりますが、御承知のとおり、問題の発端は、共済農協の側におきまして約七十億円を若干上回ります利益が出てまいつた。この利益をそのまま課税される

ということになしに、公益的な事業に使いたいから、何とか無税でこの利益の処分ができるような方法はないかという点で、御相談が始まつたようになります。結果といたしましては、ただいま御質問でも御指摘ございましたように、救急車、ベトカーなどに提供いたしました十九億五千万円、また具体的な名前もお示しございました中伊豆、別府のリハビリテーションセンターの建設費十六億三千万、これらは、いずれも指定寄付等といたしまして全額免税で、この利益が公共目的に使われることにセットされた、これは御承知のことおりかと存します。

残つております問題は、このリハビリテーションセンターの運営費、これに約六億を出したいたいが、その分も免税に認められないだらうかといふ点が残つております。これにつきましては、一般論といたしまして、私ども、やはり指定寄付金という制度で青天井の免税を認めます場合に、法令上も、緊急を要するものに充てられることでもござ実であるといふ要件がふくつておることでもございまして、建設費、まさしくリハビリテーションの設備が緊急を要するという認定をして、指定寄付金として扱うということにしておるわけでございます。運営費というのは、やはり緊急を要するものですけれども、予算はないんですよ、その公社福祉法人は、だから、運営費に四十億のほかにまた七億円出すわけですね。それに、あなた方が三割五分税金をとる。そうすると、赤字が出れば、ものに当てられることが確実であるといふ要件で当然、非課税になることはいうまでもないが、多

は読み切れないということで、従来から、運営費についての指定寄付金というものは認めてまいるております者としても、できるだけ考慮をいたしたいことで、社会福祉法人に対しまして、運営費を拠出いたします場合には、一般的寄付金と別に寄付金ワクを設けまして、そのワク内で無税で拠出できるようにいたしております。

結論的に申し上げますと、やはり運営費に対する拠出といふものは、當利企業はもちろん、共済農協の場合でございましても、やはりこの別ワクを活用していただきたいというのが私どもの考え方でございます。

なお、申し上げるまでもございませんが、リハビリテーションセンターそのものは、これは社会福祉法人でござりますから、センターに対する課税の問題といふのはまた別でございまして、これは収益事業を行なわなければ課税になりません、社会福祉法人は。収益事業を行ないますれば、これは一般企業との競争関係の問題がござりますから、収益事業を行なえば、その分の収益に課税はいたしますが、収益事業を行ないましても、なおかつ、収益事業部分から公益部門へ寄付をいたしましたれば、それは所得の三割までは損金扱いにするといふような、いろいろな制度を持つておるわけでございます。なお、実態問題といたしまして、もおそらくこの二カ所のリハビリテーションセンターは、御質問にもございましたように、若干赤字になるのではないかといふことのようですが、赤字になるのではないかといふことのようですが、この点はございませんので、センターが課税されるという実態は生じてこないだらうと思います。

○足鹿覺君 審議官ね、私が言つているのは、開設したけれども――国だつたら予算をつけなければいけませんが、予算はないんですよ、その公社福祉法人は、だから、運営費に四十億のほかに三割五分税金をとる。そうすると、赤字が出れば、この団体が――農業団体も含めて、どうしても景氣のいいところは、会社はももちろんであります。が、いろいろな名目をつくつて利益を隠して、税金のがれようとして、法網の目をくぐろうとしているのが、残念ながら日本の社会の実情です。赤裸々に利益は利益として出し、しかしながら、農民や一般国民に還元すべきものだとして、民間保険や簡易保険に例のない、新しい、国が行なうべきことであるリハビリテーションに踏み切つたもの、その運営費に、また利益の一部を入れるといふことについては、施設を非課税としたことと同様の、延長の措置がとれないかといふことなんです。十分これは――きのうも、あなたのところの、大蔵省の役人が来てまして、主税局長に出てもらいたいけれども、忙しいといふことありますて、あなたが来たわけですが、これは政策上の問題でもありますし、次官もおいでになつておりませんが、農林大臣も遠慮をなさらないで、これは全共連の一つの例であります。全国でたつた三千ベッドしかないんです。あとほんまに整形外科で、いいかげんな、設備が完備しておらぬい。リハビリテーションになりますと、温浴からすべてを兼ね備えたりっぱなものである。あなたもおいでになつたようですが、そういうものに對しては、国がつくるねばならぬ。一種の公債です、社会公債ですか。それを民間農業団体がやるうというのでありますから、もつと政治的な立場で大蔵大臣と御折衝を願いたい。同時に、厚生連との関係については、非常に残念ながら特別の農村医療問題がある。農薬中毒、機械化に伴う健康障害、農村婦人の貧血、その他の成人病や、ガソリン関係は、いままでありませんが、これらのものに対しても、厚生連が仕事がやりたくてもやれない。厚生連自身には錢がない。農村医科大学もつくりたい。こういうときに、もつと厚生連と共済事業連とを有機的に結びつけて、そしてその長期資金を運用していくよろしく積極的指導が好ましいと私は思うのであります。くどいようであつた

すが、この点をいま一度御所信を承つておきた
い。

大蔵省のほうも、これはあなたから満足な答弁が得られなければ、別の機会に、大臣にお越し願つて御答弁を聞かざるを得ませんが、主税局長とも十分相談になつておいでになつたと思ひますから、もう一度端的に御答弁願いたい。

るいは死亡を共済の一つの柱としてある共済事業でござりますから、その事業の性格上、医療事業と密接な関連を持つということは言うまでもないわけでございまして、足鹿委員の御質問の御趣旨のよう共済連と厚生連をうまく調和して効果のあるように指導していくということは言うまでもないと思ひます。

○政府委員(大倉真隆君) 先ほど申し上げたことは、の繰り返しになりますて恐縮でございますが、指定寄付金という制度で免税といたしますためには、これはやはり緊急を要するものであるといふことで、建設費用に限らざるを得ない。毎年出す運営費を、指定寄付的に全額免税にするということについては、申しわけございませんが、事務的には、いまその方向に考え方ますといふお答えを受けました。いたしかねるわけでございます。先ほど申し上げましたように、毎年出します運営費は、社会福祉法人に出しますために、一般寄付と別ワクのワクをつくるございますから、そのワク内で支出していただきたい。そのワク内は無税でございますから、そのワクをえたものまで、いわば青天井

○無税 ということにまで、私どもとしてはいまのところ踏み切れないところとござります。

○鹿児島市長 それでは、この問題は技術的な問題もあるようですが、また非公式によくお会いいたしました上で御意見を承りたいと思います。

私は、ただ単に政治をやっておるだけじゃなくて、国会議員のかたわら農協運動に一面関連をしておりまして、忙しいから理事なんか私はやつておりますが、監事は各団体を長いことやつた。单協の組合長も長いことやつたこともあります。

そういう点から見まして、若干現在の共済、農協共済の中の模様もわかるわけでありますが、何し

の資料があまりませんので、私には、抱負的にしかお話をせんが、系統農協というものは、共済、農協による割り戻し金額に格差が出でるのは、これは事実であつて、これが一休になつた全国一の組織だと思う。にもかかわらず、各都道府県連に於て、經營の優劣、資金運用によつて契約者に対する割り戻し

です。私ども、監事の打ち合せや、監事会議などといったなんなものをプロックでやってみまして、たしかに格差がついておりますね。これはまあ役員の手腕なり力量に依存することもありましょうが、そういうことのないことを期してもらいたいと思うんです。

たは県協連段階で運営しているために、県の共済の金融市場の特性というようなものもあって、いいところも出てくるだろうし悪いところも出てくるであろう、ながら役職員の責任とは言いがたるものもあると思うのであります。いずれにせよ、全国一本の農協共済に加入しておる契約者に対する利益の還元に格差があるということについては私は問題があると思う、一本ですかね。そういう見地から、基準割り戻しや特別割り戻しといふよりも、いつづけ監査のとき取り上げているのですが、基準割り戻しのときは、その費差は対万五五万から七万、対二二円の差が出ているくらいと思います。これは、私の見当です。そろしますと、一千万円契約

しますと、対方二円差がつきますから、ある県の契約は対方七万とすると、五万円の県の人は二万円の損失をすることになります。ある県では二万円得すると、こういう結果になる。これは、一軒の民間保護なんかには、そういう事例といふものは私はないと思う。そこに三段階制をしておるまではいまの農協の運用のむずかしさといふものではないかと思う。この格差解消のために、どういふ御指導をなされようとしておりますか。

いといふことを申し上げて、対策を御検討いただきたい。いま御見解があればひとつ承つておきたいと思ひます。

○政府委員(内村良英君) 非常に重要であり、かわる資金は、全共連が運営しております。それまでは、長期共済においては、保険部分にかかる資金は、内閣府の御指摘があつたわけございません。先生御案内のとおりに、共済資金の運用につきましては、長期共済においては、保険部分にかかる資金は、全共連が運営しております。それまでは、長期共済においては、保険部分にかかる資金は、内閣府の御指摘があつたわけございません。

から積み立て金部分にかかる資金は県共連が運用しておりますし、また短期共済についてはその掛け金の二割を県共連が運用しているわけでございます。したがいまして、相当な積み立て金を貯めています。またが、共連は持ちまして、それを運用しているわけでござりますけれども、各県ごとの共済資金量あるいは農村還元資金の需要等は、いろいろ環境によつて

村地帯の県の場合には、なかなかむずかしいといふような面はないわけではございません。それからさらには、比較的資金の運用がしやすい。しかし純資本比率が高い場合には、なかなかむずかしいといふことはあります。したがいまして、あるいは利差益が出る場合、あるいは危険差益が出る場合、どうかといふ問題がございます。また一応の附加保険料をよけいに取つておつたという場合には、それを返すということになれば、必ずしもその県の共済運の運営がいいかどうかといふ問題がござります。また一応の附加保険料をよけいに取つておつたといふ場合には、それを返すということになりますと、これは付加保険料と実際に要した事業費との差でござります。したがいまして、ある場合に、たとえば附加保険料をよけいに取つておつたといふ場合には、それを返すということになれば、必ずしもその県の共済運の運営がいいといふ問題がござります。また一応の附加保険料をよけいに取つておつたといふ場合には、それを返すといふことに

保険料を取つておきながら、非常に經營の合理化をして、それを組合員に返すのだという場合もあらへで、組合員への還元はできるだけ多いようにしな

ければならぬと思います。けれども、これは各共済連によりまして、それぞれの置かれた環境の違ひ、あるいは運用の問題等ございまして、船籍的に

申し上げますと、「朝一夕に、全部平等になるようないふらことはなかなか実現しがたい問題でござりますけれども、今後、県共連の資金運用体制の整備につきましては、私どもも十分監査等を通じて指導したいといふうに考えておるわけでござ

○足鹿覺君　まだ金融問題についてはたくさん問題がありますが、大臣の御都合があつて、一時過ぎには衆議院の本会議に入らねばならぬといつゝことでありますので、また別な機会に――金融問題の専門の問題を五、六点残しまして。

次には、今度の法改正の農協のレンタル制の問題について。ややもすると農業でも担当集中したことになります。

題について、業者側の立場から見た本問題の現状と、今後の方針等について、お話をうかがいたいと思いますが、まあこまかい議論は別として、時間的関係上、その趣旨に反対する者はないと想う。ただ、その法改正の趣旨に対応した事業執行規則の改正あるいは通達、模範的な指導要領、そういうようなものがありますか。現在、農林省としてもそういう専門家はおられぬと私は思う。建設省まかせになつておると思うんです。各単協だつて、その体制は十分じゃない。現に、私も幾たびも執行体制をしこうとしておられますか、それが一

それから、もう時間がありませんから簡単にやりますが、農林省は共同会社の問題についてどうお考えになつておるか。この共同会社は現行法では連合会の準会員資格がある。このたびの改正で、単協出資の共同会社が増加する傾向に対応して、単協の準組合員資格も付与するということになつておるようですね。そのことそれ自体に私はとやかく言うわけではありません。レンタル制によつて、共同組合の原理、原則に照らして、いかに

なるものとして理解すべきかということについて、これは大蔵省は帰られたけれども、これはこの運営によつては、なかなかいいへんな問題が出てくると思う。現在、私の調査したところでは、三百六ぐらゐあると思うんですね。今後どんどんふえると思ふんです。つまり、共同会社は事業量の拡大の過程において、非協同組合化の進行として、協同組合としての原点から拡散をするといつて、否定的な評価をしている学者もあります。農協運動者もあります。一面、共同会社を協同組合の原点から遊離して資本に接近する例証を見るか、資本主義の発展、変質と、組合活動の拡大に対応した協同組合としての資本に対抗する、対抗のあらわれ方の変化を見るか、という積極的肯定論として評価する二つの意見が対立しております。これはレンタル制の実施に伴いまして、一つの重要な課題だと思ふんです。

私が、今度の法改正が中途途はんぱだと書いておりますのも、基本問題をよけて、レンタル制や共済連の規定改正ぐらいなことでお茶を濁されたことに対して、先般も意見を申し上げたが、このような内容から見て、きわめて実情に沿いたいがたい中途途はんぱな改正であります。以上二点に対するあなたの方の御見解を述べられ、今後全面的に早急に農協法全体が今日ないしは今日以降に對応する法改正について御検討になる御用意があるかどうかというのことを承りまして、農家の所得全体に対する不足払い制度の問題を提起しようと思つておりました。これも省略をいたしますし、それからまあいろんな問題がたくさんあります。きょうはこの程度で質問を打ち切ります。たいへん失礼いたしました。御答弁願いたいと思います。

○政府委員(内村良英君) まず最初に御質問のごとく、一般的の農協は、宅地等供給事業をやるべき体制が弱いのではないか。これをどう整備していくかといふ点でございますが、先生も御指摘のとおり農協の行なう宅地等供給事業は、宅地の造成、住宅等の施設の建設及びこれらの取引

関係の業務を内容とするものでござりますから、その実施に当たつては、宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引主任者の配置、建築士法に基づく建築士の配置等を行なうことが必要になつてくるわけでございます。

そこで、現在、農協は御案内のように、農地等处分事業を行なうための定款を変更した組合があります。それから、十四連合会がすでに定款の変更を行ないます。そこで、現在、農協は御案内のように、農地等处分事業を行なうための定款を変更した組合があります。それから、十四連合会がすでに定款の変更を行ないます。そこで、現在、農協は御案内のように、農地等

けでございます。

○委員長(龜井善彰君) 他に御発言もないようですか、質疑は終局したものと認めます。

それでは、これより四案の討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○塙出齊典君 私は、公明党を代表して、農林中央金庫法の一部を改正する法案に対し、反対の意を表明するものであります。

農林中央金庫法の改正の大きな問題は、大正十二年に発足した産業組合中央金庫が長きにわたり改正、整備されて、本年十月三十日に満了期限を迎えことから、金庫自体の存続をはかるものであります。

産業組合中央金庫として設立されたときは、第一一名ございまして、從来農地等处分事業を行なつておりました。それから宅建主任者の数でございまして、遂に体制の整備が行なわれているわけござい

ます。したがいまして、今後ともこういった面の体制の整備といふものを進めなければならないわけございますが、ともかく急には間に合わない

といふような場合には、系統の上級機関である経済連あるいは全農等に委託をして、そういうたとえでございますが、ともかく急には間に合わない

ところの専門家の援助を得て事業を実施するというふうにすべきではないかといふように考えられます。

しかししながら、三十年代から四十年代にかけて、製造工業は大きく発展をしたのであります。

一次産業の産業別国民所得の割合を見ても、就業人口を見ても、その数は多くを占めていたのであります。

産業組合中央金庫として設立されたときは、第一次産業の産業別国民所得の割合を見ても、就業人口を見ても、その数は多くを占めていたのであります。

しかしながら、三十年代から四十年代にかけて、製造工業は大きく発展をしたのであります。

が、それに伴つて農業技術の発展の過程で、国民所得での比重は低下の現象が見られたのであります。このことは、本来の農林中央金庫の存立の背景基盤が変わつてきていることであります。

公明党は、農林中央金庫の存続を否定するものではありませんが、農林中央金庫の本来の使命の見直しをする意味において、はなはだ安易な改正であつたと思ふのであります。

その一つは、さきに述べました農林中央金庫が開業した大正十二年には、第一次産業の割合が二十四%、昭和四十四年の統計を見ますと、第一次産業はなんと八%になり、大きな減少の方向をたどつてゐることであります。このことは、系統機関の構成員である組合の性格に大きな変化があつたことであります。

農業協同組合は、農業協同組合法第一条に示されてゐるとおり、農業生産力の増進と農民の経済的、社会的地位の向上をはかり、あわせて国民経済の発展を期することを目的とするものであります。すなわち、正組合員が非農民化の現象を呈してゐることであります。ということは、非農民化している組合と、都市の中小金融機関との区別ができなくなつてきているといふことであります。

すなわち、正組合員が非農民化の現象を呈してゐることであります。ということは、非農民化している組合と、都市の中小金融機関との区別ができなくなつてきているといふことであります。

いろいろお尋ねがあつたわけでございますが、現在業種別の共同会社は畜産物加工販売六十四、飼料製造販売四十四、青果物加工販売十三といふようにいろいろと共同会社ができております。現在設立の状況は三百六、これは四十六年三月三十一日現在でござりますが、数えられておるわけであります。しかし、この共同会社の場合でございまして、事業運営の適正化をしていくべきであると、そ

のよろに指導をいたしたいと考えておるようなん

す。
改正案の第十四条の三、第二号の二等を見ると、系統機関のコスト高との関連を考え合わせると、採算の面から正組合員を中心とする長期低利非農業融資を困難にし、下部組織では組合員への農業振興、生活改善向上とはかなりかけ離れたところに展開をしているのです。農中金の使命をみずから消滅させていくものと断じる以外にないのであります。
公明党は、農業振興については細心の注意を払つて今まで運動を展開してまいりましたが、これら系統資金についても、本来の使命である農業の振興のために、諸農業団体のみに限定をし、的確な運用をすべきであると主張するものであります。
以上の理由から反対の意を表明するものであります。
次に、農業協同組合法の一部を改正する法律案に対し、同じく反対の討論を行なるものであります。
最近のわが国農業をめぐる環境は、まことにきびしいものがあり、その中で農業協同組合の果たすべき使命はまことに重大なものであることは周知の事実であります。
農業協同組合は、農業協同組合法第一條に示されているとおり、農業生産力の増進と農民の経済的、社会的地位の向上をはかり、あわせて国民経済の発展を期することを目的とするものであります。すなわち、農民のための農協ではなく、肥料メーカーや農機具メーカーのための農協である方向は、本来の目的である農民のための農協から大きく離れようとしている現状をまことに残念に思ふのであります。農民のための農協ではなく、肥料メーカーや農機具メーカーのための農協であるとの声も聞かされてきました。農協が原点の姿に立ち返ることこそ、時代の急務であります。

記

一、農業の実態に即し、簡易・低利・長期資金の充実を期するため、制度金融の対象施設、貸付利率、償還期限等の融資条件の緩和に努め、さらに資金種類の統合、借入手続の簡素化等により、資金融通の円滑化に配慮すること。

二、農業近代化資金の有効な運用により、系統資金の一層の活用を図るとともに、農林漁業金融公庫資金と農業近代化資金の対象分野をたゞ吟味しつつ、両資金の性格に対応した改善に努めること。

三、農業改良資金については、農業技術の革新、農業後継者育成等の重要性にかんがみ、貸付枠の拡大をはじめ、貸付諸条件につき、改善を図ること。

四、農家の過去の負債については、地域または作目によつては農業者の経営を圧迫している事例もみられるので、その実態に応じ、適切な対策を考慮すること。

五、新たに信用保険の対象とする農業經營改善金については、保険の対象を適切な範囲で拡大するとともに、保険料および保証料の適正化を図り、かつまた、今後とも信用保証保険機能の充実強化に努めること。

それでは、本附帯決議案の採決を行ないます。

○委員長(龜井善彰君) 総員挙手と認めます。

よつて、本附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、櫻内農林大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。櫻内農林大臣。

○國務大臣(櫻内義雄君) ただいまの附帯決議につきましては、御趣旨を十分尊重し、今後検討の上、善処してまいりたいと存じます。

○國務大臣(櫻内義雄君) ただいまの附帯決議につきましては、御趣旨を十分尊重し、今後検討の上、善処してまいりたいと存じます。

○委員長(龜井善彰君) 次に、農水産業協同組合貯金保険法案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(龜井善彰君) 総員挙手と認めます。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

よつて、本案は可決されました農水産業協同組合貯金保険法案に対する附帯決議案が、先ほどの理事会においてまとまりますので、便宜私から提案いたします。

案文を朗読いたします。

農水産業協同組合貯金保険法案に対する附帯決議(案)

政府は、農漁協系統における信用事業等をめぐる諸情勢が厳しさを加えてきている現状にかんがみ、本法の施行にあたっては、とくに左記事項の実現に努め、もつて農漁協の貯金者の保護に万全を期すべきである。

記

一、保険金限度額については、農漁業者の貯金の動向等に十分配慮し、弾力的に改定するよう努めること。

二、農漁協經營の健全性を確保するため、財務基準の遵守、検査体制の強化、自主監査体制の整備等について遺憾なきを期すこと。

右決議する。

以上であります。

それでは、本附帯決議案の採決を行ないます。

○委員長(龜井善彰君) 総員挙手と認めます。

よつて、本附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し櫻内農林大臣から発言を求めておりますので、この際、これを許します。櫻内農林大臣。

○國務大臣(櫻内義雄君) ただいまの附帯決議に對しては、御趣旨を十分尊重し、今後検討の上善処してまいりたいと存じます。

○國務大臣(櫻内義雄君) ただいまの附帯決議につきましては、御趣旨を十分尊重し、今後検討の上、善処してまいりたいと存じます。

○國務大臣(櫻内義雄君) ただいまの附帯決議につきましては、御趣旨を十分尊重し、今後検討の上、善処してまいりたいと存じます。

上、善処してまいりたいと存じます。

○委員長(龜井善彰君) 次に、農林中央金庫法の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

よつて、本案は可決されました農林中央金庫法の一部を改正する法律案に対し、附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

農林中央金庫法の一部を改正する法律案に

対する附帯決議(案)

政府は、農漁協系統における信用事業等をめぐる諸情勢が厳しさを加えてきている現状にかんがみ、本法の施行にあたっては、とくに左記事項の実現に努め、もつて農漁協の貯金者の保護に万全を期すべきである。

記

一、農林中央金庫は、農林漁業の協同組合等の中央金融機関たる基本的性格を維持し、本来の農林漁協系統金融機能を十分に發揮するような措置を講ずるとともに、副理事長、理事の任命にあたっては、所属団体の意向が具体的に反映されるよう配慮すること。

二、金庫の業務については、余裕金運用の適正化を図り、事務の合理化、体質改善等を一層進めること。

○委員長(龜井善彰君) 総員挙手と認めます。

よつて、本附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し櫻内農林大臣から発言を求めておりますので、この際、これを許します。櫻内農林大臣。

○國務大臣(櫻内義雄君) ただいまの附帯決議に對しては、御趣旨を十分尊重し、今後検討の上善処してまいりたいと存じます。

○委員長(龜井善彰君) 次に、農業協同組合法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

よつて、本案は可決されました農業協同組合法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

農業協同組合法の一部を改正する法律案に

信用事業の補完融資としての性格にかんがみ、融資協議会を設けるなど、系統組織相互の連絡調整等を図りつつ実施せしめること。

五、地域開発整備資金の融資については、農林漁業者の意見を尊重し、かつ公共性の見地に資する等、その貸付範囲を限定して行なわせること。

なお、特認法人貸付けに関しては、対象法

人の選定を特に慎重に行なうこと。

六、関連産業融資については、貸付対象法人の基準に基づき、健全な貸付けを期すること。

右決議する。

以上であります。

○委員長(龜井善彰君) それでは足鹿君提案の附帯決議案の採決を行ないます。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

よつて、本附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し櫻内農林大臣から発言を求めておりますので、この際、これを許します。櫻内農林大臣。

○國務大臣(櫻内義雄君) ただいまの附帯決議に對しては、御趣旨を十分尊重し、今後検討の上善処してまいりたいと存じます。

○委員長(龜井善彰君) 次に、農業協同組合法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

よつて、本案は可決されました農業協同組合法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

農業協同組合法の一部を改正する法律案に

三分五厘が二、三割あるわけでござりますが、全部
間は一年ということで、三分資金ということでま
しては、大体一世帯五十万円程度、それから償還
期限としましては五年以内、そのうち据え置き期
間ならうといふに決定、先週の火曜日の閣議で
は、国と地方公共団体でその利子について負担を
そういう方針が打ち立てられた次第でございま
す。

きましては、原因者が明確になつた場合は、当然
原因者の負担でございまして、漁民の負担とはな
らないというふうに、政府としましては理解して
いる次第でございます。

融資でするということをきめたといふなお話
であります。私は、やはり漁業者の受けた経
済的影響といふものは、非常に多種多様であらう
かと思う。まず第一に、魚価が暴落して、その下
落した相当額というものを——これが損害を受け
てゐる。さらに取引停止あるいはまた出漁の中
止、これによるところの所得の減少額といふもの
がある。また漁獲——とつた魚を廃棄処分にし
た、この廃棄処分に対するこの損害額といふもの
がある。また、やむを得ずして漁獲の魚種を変え
てとりに行く経費の増加、さらに魚価の価格差と
いうものの損害がある。さらにもう、労働意欲が
非常に低下して水揚げが減少するという損害があ
る。以上のようなことが考えられるのであります。
が、こういう損害のほかに、たくさんの損失した
影響が私はあらうかと思う。そこでこれらすべて
の損失に対して、国、県、企業等は責任を持つて
補償、救済のため何らかの処置を講すべきであ
る。かように考えるわけですが、これについて長
官のお考えをお聞きしたい。

海の汚染の実態調査を行ないますことによりまして、汚染源といいますか、原因者を明らかにいたしましてまいりたいと、こういうふうにただいま考へている次第でございます。原因者の究明というところによりまして、民法上の加害者とその損害賠償という関係が明確になつてまいりますと、公害とともに、漁業者と漁民にかかるべき適切なる補償が、賠償金が支払われるよう、原因者負担の原則に基づいて指導してまいりたいというのが現在の推移でございます。

○初村瀧一郎君 政府の一応の処置についてはわかつたわけですが、関連的なこととして、漁民がこういうふうな損害をこうむつた関係から、漁業組合の経営が非常に不安におちつておるといふような考え方をするわけでございますが、漁協に対しても何らか考える点はないのですか。

○政府委員(荒勝義君) 漁協につきましても、今回の、政府で方針としてきめました天災融資法に準する措置の中の第一項目といいますか、第一項目で「水銀またはP.C.B.の汚染による被害漁業者(漁協を含む)」に対し、その生活資金および経営資金につき、「緊急つなぎ融資を行なうこととする」ということになつておりますが、まだ金額が確定いたしておりません。さらに漁協の問題につきましては、漁獲の水揚げが減つたことによりまして、当然に経営的に相当な痛手といいますか、不振の問題が出てくると私のほうも見ておりますが、しかし、いずれにいたしましても、一日も早く汚染の実態調査を明らかにすることによりまして、この漁獲が今後早急に開始できるようには水産庁といたしましては努力してまいりたいと、こういふふうに考えます。

ておる次第でござります。
○初村瀧一郎君 私が、漁協の経営に非常に不分明しているといふことは、早急に汚染の原因を查明することも問題でしょう。それはなかなか予想した年間の事業というものが、漁民の収益がないために困るわけです。したがつて、こういふ漁協の経営に対する融資について私は、当然やるべきじゃなかろかと、かように考えるわけですが、もう一回、漁協に対しても融資をするか、しないか、その点お聞きしたい。
○政府委員(荒勝義君) ただいま申し上げましたように、まだ漁協のいわゆる実態的な経営の不振さといふ程度が明確になつておりますんで、どこの程度の融資を行なうかということにつきましては、金額的に確定いたしておりません。たゞ、先ほど申し上げましたように、漁協の中でいわゆる加工場を経営するとか、あるいは漁獲物の産地市場としての機能を果たしておられる漁協については、当然にその水揚げ高の減少に伴う経営不振の分につきましてつなぎ融資を行なうつもりでございます。
○初村瀧一郎君 先日の当委員会の質疑応答の中で、漁獲物、魚の小売り業者については国民金融公庫の融資を行なうといふうに長官は答弁されたように記憶しておりますが、そのように受け取つていいかどうか。
そして、ついでに、仲介業者ですね、小売り業者でなくして仲介業者。これも私は、やはり関係しておるものと思うのでございますが、この仲介業者の被害に対しても救済の手が差し伸べられるかどうか、お聞きしたいと思います。
○政府委員(荒勝義君) 先般、先ほど申し上げた漁業者に対しまず緊急のつなぎ融資を定めました。実際に、同時に、通産省におかれまして、農林省と通産省と大蔵省とで資料を出し合い、今後もさらに続けるということになつておりますが、その際の融資によってこれを行なつてまいりたいといふこと、通産省の御意見いたしましては、国民金融公庫あるいは中小企業金融公庫を通じます財政資金の融資によってこれを行なつてまいりたいといふこと

うに、中曾根大臣からお話をあつたように私はち聞かされておる次第でござります。ただ、問題なのは、漁業者のほうは三分資金ということであり非常に低利に政府としては方針をきめたわけではあります。が、これについてもなお、何の罪もないお民から三分の金利を取るのは少しおかしいのではないかといふ世論がございますが、この国民金融公庫なり中小企業金融公庫のほうは七分八厘と云ふいう、比較的金利としては、一般市中金利に比べると割り高であるということで、この問題について、なほお政府部内におきまして、ただいま通産省、大蔵省を中心にしてこの問題についての処理を急いでおるよう聞いております。

○初瀬一郎君 政府は六月二十二日に、先ほど長官が答弁されたとよろに、天災融資法に基づいて三分の利息で一年据え置きの五年払い、それを一世帯五十万円程度貸すということにしたわけでございますが、私はやはり利息を三分、そして八分五厘の差額の五分五厘も国と県が見る。五分五厘の中の、閣議決定の条文を見れば、六五%を国でござりますが、あと県が見ると、いふうになつておりますが、私は、やはり関連の小売り業者、仲介、漁協、こういうものについては、国民金融公庫、中小企業公庫等から借りれる、しかも七分八厘。私はやはりこれは水銀によって影響をこうむつたのに違ひはないのでござりまするから、金利はやはりに考へるわけござります。したがつて、こういう処置を大体いつごろになれば、被害者が直接借りれるようになるのか、この点をお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(荒賀義君) まず漁業者のほうの金融の点でござりますが、これは閣議で明確に方針が示されておりますので、この点につきましてはもう早急に、ただいま県段階におきまして、漁民の方々の需要——資金借り入れ需要と言ひますか、資金需要を取りまとめて中央に早く出してもらいたいという形で、いま指導をしている段階でござります。

とになりますのか、その辺の程度が実際まだあります。おひね政府部内におきましては、大体不知火、有明水俣湾を中心とする漁家帯並びに瀬戸内海のP.C.B.あるいは水銀によります紛争の起ころうで、地帯ということで、まあ大ざっぱな話でございまして、ございますが、五万漁家ぐらいが総ワクとしては予定されるんではなかろうかというふうに考えて、内々この指導、連絡につとめている次第でござります。ただ、この中小企業金融公庫なり国民金融公庫の系統につきましては、いまの段階におきまして、金利問題等ありますが、通産省と連絡いたしました段階では、大体、八十億円前後の資金ワクを目指にということで作業を進められておるやに聞いておる次第でござります。

○初村瀧一郎君 政府の発表した閣議決定の第二項を書いた資料ありますか、そこに。「貸付対象者は、水銀またはP.C.B.の汚染により漁獲または漁獲物の販売が困難になつたことにより、収入が著しく減少し、生活に支障をきたしている者とする。」というふうに対象者をしておるわけなんですね。これを大体どういう対象かはっきりしてもらいたい。漁業経営者、従事者、小売り業者、仲買い業者、漁業協同組合等々幾らもあると思う。それをはつきりしなければ、ほかとるんですね。だから、たとえば私どもが現地に行つていろいろと聞かれた場合に、私どもはこの対象に入るであろうかという質問があると思うんです。だから、この点をはつきりしてもらいたい。対象者の範囲ですね。

○政府委員(荒勝巖君) これは、この閣議の決定を書いたのをお持ちであるかとも思いますが、見出しにありますように、「被害漁業者等に対する緊急つなぎ」ということで、一応政府といたしましては漁業者に限定しておる次第でございます。

その漁業者の中に、生産者、漁業生産者団体である漁協も含むというふうに御理解願いまして、このほかのいわゆる事業関係の方は含まれないと

うふうに御理解願いたいと思います。それは先ほど申し忘れたんでございま
すが、天災融資法では大体災害に伴う経営の再
建資金というふうに限定しておるわけでございま
すが、今回の水俣関係の問題は、再建と言つても
肝心の魚がそれないので再建もできないではない
かということを前提といたしまして、「生活資金
および経営安定資金につき」というふうに生活資
金を融資の対象にしておる。したがいまして、こ
の融資された資金をどのように使いにならうと、それは政
府としても、それを経営安定のための、たとえば船をつくる
資金においてにならうと、あるいはそれを別途
生活のつなぎ資金にお使いにならうと、それは政
府としては何ら干渉する気はない、という前提のも
とに、この資金をつくったということは御理解願
いたいと思います。

○初村瀧一郎君 そうしますと、漁業者と漁協は
天災融資法の対象になるけれども、小売り業者、
仲買い業者等は天災融資法の対象にはしない。
かしながら、国民金融公庫、中小企業公庫から借り
れるということに解釈していいわけですね。――

それで、加害者が判明しますね。企業のどことこ
といふ加害者が判明した場合に、被害者に対する
補償は、私は当然、團議決定にもありますとお
りに、原因者が負担をするというふうになつてお
るわけですが、國は國の責任においてお
けるこの原因者に負担させると。そういう自信がある
かどうか。当然融資を受けた方々はもう払う能力
がないんだから、原因者から必ず取つて肩がわり
をさせますといふふうなことの、決意のほどをお
願いしたい。ついでに申し上げますが、その間借
りた金の利子を払わなければいけない。その利子
の負担というものは、これも私はやはり原因者が
きまれば利息も一緒に払わせるというのが当然か
と思います。だから、その原因者から國の責任に
おいて取つて払わせるということをはつきり答弁

をしていただきたいことと、その間の利子の補給をどういうふうにするのか。たとえば国が直接されないから、県等においてここ数ヵ月間なりあるいは何年かなりの利子補給を立てかえる。そういう原因者がきまつて、それを取つてからお支払ひするということにすれば、被害者も納得すると思うんですが、この点について御答弁を願います。

○政府委員(荒勝義君) 政府の考え方といいたしましては、国としましては一応未端金利三分資金といふことでさしあたり漁民の方にお払いを願うよくな名目になつておるわけでござります。しかし、この方針で申し上げましたように、原因者が明確になつたときには、当然原因者負担となるといふことで、元利合計ともに原因者がこの債務の弁済を行なうということを想定して兩議の了解を得たものと私たち理解しております。当然ただいまの御指摘の点につきましては、何年か半年後に原因者がわかるのか、三年後にわかるのか、それは多少時間を要すると思いますが、その地区につきましての原因者の究明につきましては、私たちといまおいたしましては早急に、今回の――昨日の方針に基づきまして、七月早々から調査をいたしまして、九月を目途に、この水銀の汚染状況調査をいたしますので、その間、当然に原因者といらものは明確になるのではないかと、こういうふうに考えておる次第でございます。

○初村瀧一郎君 きのうのテレビニュースで、水俣の企業が、さしあたり十五億円の補償をいたしました。こういうふうなテレビを私は見たわけですが、工場の名前等については、まだはつきりしておりませんけれども、私は忘れましたけれどもね。そうすると、やはりそういう企業は、自分の企業の責任であるから十五億だけお支払いしましょと、話ができたわけでござりますが、はたして約束どおり十五億出せるかどうか、企業を疑うわけじゃありませんけれども、あるいは裁判に持ち込んでこれを云々するといふことを、これは憂慮されるわけですが、工場の事業の操業を止められるのと、事業を開始するのと

相当の開きがあるわけです、収益上。そういう観点から、この十五億だけ、さしあたりお支払いしましようというようなことを申し上げて、調印をしたあとにおいて、裁判等に持ち込んで、これを何年も引っ張るといふようなことが一企業を疑つてははなはだ恐縮でござりまするが、そういうケースがないとも私は考えられない。だから、こういう点についての長官の考え方をひとつ御答弁願いたいと思います。

○政府委員(荒勝義君) ただいま御指摘のように、今回の措置が、正直申し上げまして、法律によらない、一つの財政援助措置として緊急にきまつたときさつもここにありますて、十分に細部にわたる煮つまり方はいたしておりません。したがいまして、ただいま御指摘のように、原因者はある程度わかつたけれども、原因者と思われる企業が、最後は裁判といた形で訴える可能性は残つております。そうして、裁判まで争うということになりますと、やはり五年やそこらでは片がつかないといふことも十分に私たち、この作業をいたしました過程で議論はしたわけでございますが、これがまた法律の措置でないだけに、そういう場合において、五年たつて返済時期が来た段階において、当然にその問題は、いま申し上げましたように、原因者が払わない、直ちに払う能力がないといった場合の、この融資の措置のあと始末につきましては、その四年ないし五年のちの段階において、当然に再検討しなければならない問題だというふうに、私たちは理解しております。

○初村漁一郎君 補償については、この程度にとどめますが、次に、基本対策について若干お尋ねをしてみたいと思います。何はさておいて、魚価が早急に回復するためには、消費者にも、国民にも水銀、P.C.B.に対する不安、不信感を取り除くための対策を早急に講ずべきであつたろう、かように考えておったわけでございます。たとえば、水銀、P.C.B.等を含有する魚介類等の生鮮食品の安全基準を早急にやるべきであったと。ところが、政府は、二十四日目に、その発表をなされた

思ひまするが、まあ若干時間といたなあとしても、表も政府がやる以上は、権威ある判定機関でないものでなければならない。この新聞の模様では、いろいろと協議会等があつて、その協議会のいろいろな議を経てやつたというふうに私は解釈しておるのでありまするが、やはり発表する以上は、権威ある判定機関を設置する必要が私はあると思う。まずこの点についてお尋ねしたいと思ひます。

の第一水俣病が発生した直後におきまして、政府いたしまして、一PPMというものを、よるべき指導の一つの基準——基準まではいかなかつたのですが、一PPMを指導の一つのメルクマールにするということで、実は厚生省で指導要領で、そういうことをおきめになつたわけでありますが、その結果、第三の水俣病の発生が出了たということで再検討になつたわけですが、今回きめられましたのは、いわゆる総水銀量で平均〇・四PPMをこえる魚、あるいは、さらにメチル水銀量で平均〇・三PPMをこえる魚種についてきびしい規制を行なうといふように、従来の基準値に比べますと、基準値と申しますが、従来の一PPMに比べますと、相当きびしい基準が今回定められたのではないかろうかと、こういふうちに私たちは見ておりまして、この基準量を守るならば、水俣病の発生というものは今後あり得ないといふように厚生省で判断され、今回発表に踏み切ら

円に下がつた。イカでキロ三百五十円が二百五十円に下がつた。こういうふうに魚に対する国民の不安が非常に高度化してきている。これを私どもは解消しなければならないと思う。そして、厚生省が非常におせん立てたいいろいろな、これを新聞で見ますと、一週間で小アジを十二匹、イカで二・三枚、サバで一・一二四と、こういうふうに書いておるわけでござりますが、特にマグロのサシミを四十七切れ、一週間に。これを私は見たときに、何で厚生省の担当者は困ったことを書いたものかと思うわけなんですね。

御承知のとおりに、マグロの漁船員は近海で、大体わが家を出てから一ヶ月あるいは一ヶ月半で近海のマグロ漁業は帰つてくるわけなんです。遠洋になりますと、三ヶ月から七ヶ月間漁場において。その間食べるものは米とマグロだけです。しかも一日あたり二百から六百グラムを食うんです、毎日食うんだから。食わなければ死ぬんだから

○初村寛一郎君 これは長崎県のことを申し上げて恐縮であります。が、長崎県はすぐ水銀とか、P.C.B.に対する検査をしまして、長崎県の有明海の魚は安全であるという知事の発表をしたわけです。ところが、県民、あるいは関係の市場等の方々はそれを信用しない。ちょうど私が帰つておつたときに、漁連での話でございますが、福岡の魚市場で、有明海の魚は出荷しないようにといふ通告が漁連にきている。そうしてまた、福岡の魚市場の仲買い業者、あるいは小売業者は、有明海の魚はわれわれは入札をしない、買わない。そうして小売業者も売らないといふ決議をしていくのです。こういうふうに信用しないわけなんですね。たとえば私の郷里の五島沖の魚を大阪に積んできて、五島沖の魚でござりますと標識をした。ところが、それが売れない。困つたことなんです。たとえば、対馬の魚が非常に暴落したということでお新聞に載つておるわけでございますが、從来タイ

ら。そしてびんびんしておるんだから、その漁夫は、乗組員は、全部びんびんしておる、元気でおる。それを一週間に四十七切れ。東京都内のマグロのすしが相当な、いま売れ行きが悪くて、値段も下がって、私ども非常に喜んで食べようかと思うわけですが、こういうふうに自然魚、自然海の。自然に百年前からずっとマグロには水銀の云々ということはあるわけですが、何で四十七切れ食べらいいかぬ、というようなことを書いたかと私は思うのですが、こういうことについても、やっぱり水産厅としては十分話し合いをして、そしてこういう発表をさせるべきではなかつたかと私は思うのですが、この点について長官のお考ふを聞きたいと思います。

○政府委員(荒勝慶君) 最後の、まあマグロを中心とする食生活の問題の前に一、二ただいま御質問の点について触れたいと思います。

まず、今回――最近の政府の発表とかあるいは措置につきまして、まずP.C.Bのことについて申し上げますと、九州におましましてだいまP.C.B

かに熊本県を中心といたしまして、南は鹿児島、北は先ほど申し上げましたように、福岡、佐賀、長崎というふうに水俣湾、それから不知火海、北のほうで有明海というふうに、三地区に及びます。水銀問題がただいま汚染というふうになつております。この三地区につきまして、昨日再度明らかに、この地区について緊急の精密調査をいたしました。個々の汚染状況を明確に白黒をつけてまいりたいというふうに考えておりまして、特に有明海につきましては、熊本の大学の先生の御発表でも過去において水銀によって汚染された痕跡があるということと、それから現在のこの魚については、それほど汚染されてはいないということで、非常に何となくちょっと歯切れが悪いんですけれども、いまの時点におきまして、有明海の魚が食生活にたえないものだといふには断定いたしておりません。この問題につきまして非常にグレーといいますか、灰色で、はつきりその辺がわからないものですから、生産者の方も、消費者の方も問題にしておられますので、この点につきまし

ら。そしてびんびんしておるんだから、その漁夫は、乗組員は、全部びんびんしておる、元気でおる。それを一週間に四十七切れ。東京都内のマグロのすしが相当な、いま売れ行きが悪くて、値段も下がって、私ども非常に喜んで食べようかと思うわけですが、こういうふうに自然魚、自然海の。自然に百年前からずっとマグロには水銀の云々ということはあるわけですが、何で四十七切れ食べたらしいかね、というようなことを書いたかと私は思うわけですが、こうしたことについで、やつぱり水産局としては十分話し合いをして、そしてこういう発表をさせるべきではなかつたかと私は思うわけですが、この点について長官のお考へを聞きたいと思います。

○政府委員(荒唐巻君) 最後の、まあマグロを中心とする食生活の問題の前に一、二ただいま御質問の点について触れたいと思います。

まず、今回――最近の政府の発表とかあるいは措置につきまして、まずP.C.Bのことについて申し上げますと、九州におきましてだいぶP.C.Bの問題があるといふにまあ御質問がございまして、これがいままして、九州のほかの地区につきましてはP.C.Bの汚染はございません。この大分県の大分川の河口の天然ウナギといふに表現いたしまして、そのほかのものにつきましては何ら汚染がないというふうに実は発表をしたのでございまが、それがどうも長崎県までP.C.Bの汚染問題が風評を呼んでおるやに聞き及んでおりますが、これについては全く誤解といいますか、根も葉もないことでござりますので、これは十分にひとつ私のほうも指導してまいりたいと思っております。これは地元御出身の先生のほうにおかれまして、およそこのP.C.B問題は問題がないんだというふうにお願い申し上げる次第でござります。

それから次に、水銀の問題でございますが、確

かに熊本県を中心としたしまして、南は鹿児島、北は先ほど申し上げましたように、福岡、佐賀、長崎というふうに水俣湾、それから不知火海、北のほうで有明海というふうに、三地区に及びます。この三地区につきまして、昨日再度明らかに、この地区について緊急の精密調査をいたしました。個々の汚染状況を明確に白黒をつけてまいりたいというふうに考えておりまして、特に有明海につきましては、熊本の大学の先生の御発表でも過去において水銀によって汚染された痕跡があるということと、それから現在のこの魚については、それほど汚染されではないということで、非常に何となくちょっと歎切れが悪いんですねけれども、いまの時点におきまして、有明海の魚が食生活にたえないものだといふには断定いたしておりません。この問題につきまして非常にグレーといいますか、灰色ではつきりその辺がわからぬものですから、生産者の方も、消費者の方も問題にしておられますので、この点につきましては、今回の調査ではつきりと白か黒かを明確にいたしてまいりたいというふうに私たち考えておる次第でございます。

維持という立場から、厚生省では非常に保守的な立場に立たれまして、こういふ発表をされたんではなかろうかと、こういふように思つております。私たちも厚生省とのいろいろな議論の過程において、おおよそマグロについてはあまりきしむことはおかしいんじゃないかと、実際ただいま御指摘がありましたように、マグロを食べて発病したという実験値もないようござりますので、これにつきましては、今回もはずしたということでござります。が、今回全体としてマグロのみならず、ほかのサバとかあるいはアジとかいうことについて触れておりますが、これは私からわざつて誤解を解くために申し上げますが、こういった発表しました魚は総水銀量○・四PPMの汚染された魚であつても、そこまで食べていいんだといふ表現でございまして、汚染されてない魚については幾ら食べてもそれは差しつかえない。ただし○・四PPMという基準値をこえるような、要するに汚染された魚はせいぜいそこまでの攝取限度にしてもらいたいと、朝からたくさん食べないようなどう厚生省の気持ちであつたかと思いますが、発表のしぶりなりあるいはその報道のしぶりの中に、多少何かの形で非常に警戒心を起させられるような形になつたことにつきましては、これは強農林大臣からも、また私のほうからも、これは強く厚生省のほうに申し入れをして、もつと親切な発表をしてもらいたいということを申し添えておる次第でござります。

使つてもかまいませんから、大いに宣伝をしてもらいたいと思います。そうしなければ、やはり国民の食生活で五二・四%というたん白資源を魚で取つておるんでしょ、國民は、こういう点を強く私は申し上げたいと思います。

それから、先ほど長官は汚染実態総合調査を早急にやりましょう、というような御答弁がありましたが、やはり私は、それを早くやつていただきことと、しかも定期的に、そして継続的にやらなければ私は、効果がないんじゃないかなと、必要なら、これは立法措置を考えてもいいんじゃないかとこう思いますが、長官のお考へをお聞きしたい。

○政府委員(荒勝義君) この水銀につきましての緊急の実態調査は、ほんとうにまあ全力をあげまして、関係省庁協力いたしまして、この調査は実行いたしたい。こういうふうに考えておる次第でござります。で、私たちの大体の予定では、約一万検体の魚を水銀につきまして調べまして発表をしまして、相当この世の疑惑といいますか、現在紛争がありまして灰色になっております地点につきまして、白黒を明白にしてまいりたい。こういうふうに考えておりまして、その中でも特に、この熊本周辺の水俣病、八代海、有明海、この三地点につきましては、特にスピードをあげ、かつ精度の高い調査をいたしたい。こういうふうに考えている次第でござります。

さらに、実は先般P.C.B.の調査結果を発表いたしました、まあ各方面からいろいろな御批判をいただいておる次第でございますが、結果的な最近の現状でございますが、やはりあいり一つの発表をしたことによりまして、各県とも、また各地元とも、また各企業とも、それからまた各漁家とともに全力をあげまして当該汚染地区のいわゆる排除といいますか、清掃に全力をあげておられる。多少のいわゆる努力によつて清掃ができるところは、そういう形で行ない、もうとも清掃が非常に不可能と思われるほど汚染の進んでおる地区あるいはその濃度につきましては、むしろ積極的に

埋め立ててしまふことによって PCB をもう遡断するというふうな形というふうに、それが現地の実情に応じまして、PCB 対策は急速にこの解消の方向に向かいつつあると、これはあまり端的なことは申し上げかねますが、相当早い機会に——PCB の関係は、もうつくらず、売らず、使わざという三原則が固まっておりますので、PCB の汚染地区は相当早く解消するのではないかろうがと、こういうふうに理解しております。

水銀につきましても、今回九地点のまああやしい点といいますか、現に紛争が行なわれて、いる拠点につきまして、今回、昨日この地先につきまして発表さしていただきまして、この地先を調査するのだと、いうことにしたのでござりますが、これによりまして、おそらくこの地区につきましても、ある地区につきましては急速に、それそれの地域の実情に応じての解毒といいますか、解消対策が進むんではなかろうかというふうに考えておる次第でございます。それぞれ難易の差は相当あると思いますけれども、やはりそれはそれなりに努力されるんではなかろうか、また私のほうももう、いう方向で指導してまいりたい、こういうふうに考えておる次第でございます。

○初村達一郎君 水産庁は、水銀排出の工場を検査をしたい、しなければならないというふうに確信を持つておるわけですが、いまそういう工場に通産省だけしか立ち入り検査をする権限がないと。そこでこの際、私は、やはり水産庁も環境庁も、立ち入り検査のできるような方法を講すべきではないかと思うが、この点についてお伺いしたい。

○政府委員(荒賀謙吾) その PCB の調査のときには、ことしの二月、三月行なつたんでございますが、これはどちらも多小御批判がござりますが、私のほうといたしましては、初めから工場の汚染している状況を調査するということに重点を置いて、第一回調査という形で調査をしていただい

た次第でござります。したがいまして、明確な形で汚染原因者といふものの名前をあげることができませんでしたが、結果的には、この汚染の原因者といふものが現在におきましては、すべて明らかにされているわけでござります。が、この水銀の調査に当たりましては、これは、このP.C.B.の調査のまあ一つの先例を十分に教訓いたしまして、これは水産庁のみの調査ではございませんで、通産省それから環境庁、それから私のほう、厚生省といふうに関係各省協力の上調べまして、私のほうは魚の汚染状況調査をやると、通産省のほうは工場のほうをするというふうにまあそぞれチームワークをとりまして調査いたしますので、当然にこの水銀の場合におきましては、魚の汚染状況の調査発表と同時に、汚染者である原因者もある程度明らかにされるんではなかろうかと、こういうふうに理解しておる次第でござります。

○初村謙一郎君 環境庁来ておりますか。——有明、水俣などへドロありますね、「ドロ」へのドロの除去対策をどういうふうに考えておるのか、その点をお聞きしたい。

○説明員(松田聰三郎君) 楽しみ申上げます。

特に水俣につきましては、すでに御承知かと思ひますけれども、水俣の港の区域につきまして水銀を含んでおりますへドロの封じ込めといいますか、そういうことにつきましては、すでに予算が計上されておりまして、ただ現在どういうふうな工法でどの程度まで封じ込めを行なうか、あるいはしゅんせつが可能であるかどうかということにつきまして検討中でございます。

環境庁といたしましては、現在、中央公害対策審議会のもとにおきまして、提出の除去基準と申しますが、どの程度のへドロは除去したらよろしいか、除去しなければならないかということについても専門委員会を数回開きましたが、現在、最後にまして専門委員会を数回開きましたが、現在、最後の詰めを行なつておる段階でございまして、その基準が出来ましたならば、それに対応いたしまして計画を――運輸省関係でござりますけれども、実施

主 体 は 具 で な い ま す が、 そ う い こ と で 実 施 の 計 画 に 移 し て ま し り た い、 こ う い う ふ う に 考 え て お る わ け で あ る ま す。

その他水俣湾以外の八代海それから有明海でございますが、この両海域につきましても、これから緊急に環境調査を実施いたしたい。環境調査は水質だけはございませんで、ヘドロの調査とかあるいは魚介類の調査、いろいろ総合的な調査をいたしまして、ヘドロの状態等につきまして、そのヘドロの含有の状態でありますとか、それの海域に及ぼす影響でありますとか、そういうことにつきまして調査をいたしまして、先ほど申し上げましたような除去基準に照らしまして適切な措置をとつてしまりたい。こういうふうに考えておる次第でございます。

○初村浦一郎君　なるたけやはり予算のついておることであれば、早く除去の方法を考えてもらいたい

め立てたらどうかというふうなことでございま
す。私は、有明海全体を埋めたらどうか。こうい
う考え方をしておるわけですが、それは別とい
しまして、早急な対策をしてもらいたい。
そこで長官にお尋ねしますが、沿岸漁業の政策
の中で、この公害対策をもつと強力に打ち出すべ
きではなかつたらうかと、私はこう思うわけで
す。先ほど申し上げましたとおりに、国民の一日
当たりの動物たん白の摂取量の五一・四%といふ
ものは水産物で占められておるわけです。しかも、
需要の最も強い高級の魚というものは、この沿岸
漁業が生産しておるものですね。しかしながら、沿
岸漁業の経営は体質が非常に弱い。魚価の上が
ていく、魚価の上昇に依存して、その経営をなし
ておるのが実態でございます。したがつて、今日
のように、魚価の暴落は、その存立基盤を根底か
らゆるがするものと断定せざるを得ない。しかも、
また、こういうことが続くと、若い者が漁
業への希望を失つて、後継者が絶えるといふゆゑ
しき問題まで起つらうかと、私は考へるのでござ
ります。

したがって、これまで水産庁の公害への取り組みはあまり十分でなかつたと私は思う。この際、根本的に考えを新たにして取り組んでもらいたい。それには、何よりも私は、沿岸漁業の振興のために、沿岸漁業構造改善事業、この予算を、四十九年度から飛躍的に予算の獲得をして、沿岸漁業構造改善事業を大いに進めてもらいたい。かような考え方をいたしておるわけですが、長官はどういう決意をされておられるか、お尋ねをしたいと思います。

○政府委員(荒勝羅君) 私も水産庁に参りまして、非常に公害問題の多発に日夜いろいろその処理に努力をしているわけでございますが、いろいろな公害に種類がございまして、昨年非常に多発いたしました瀬戸内海の赤潮という一つの原因並びに正体不明な公害が一つ、これは当然海の汚染が基本的にはやはりその公害発生の原因だと思ひますが、この赤潮問題あるいは船舶航行の過程におきます、あるいはタンカー等によります油の汚染問題、それから河川から流されますいろんな都市の下水の水、あるいは産業の廃棄物といふものが一つ、そういういろいろな公害の原因がございまして、さらに原子力発電によります温水の原因といふやうな点もございますが、特に私たち現在当面いたしておりますのは、産業廃棄物の一つであります、しかも特に有害な、魚に有害のみならず、人間の健康にとても非常に有害な産業廃棄物の処理が、現在非常に問題にされておるわけでございます。特に、それがP.C.B.であつたり、重金属であつたり、水銀もその一つでございますが、この問題について、今後、水産庁といたしましては、全力をあげまして対処してまいりたい。こういうふうに考えておる次第でございます。

ただいま御指摘のように、沿岸漁業の振興、約二百五十万トン前後の魚介類を沿岸におきまして御指摘のよう、公害とうらはらの問題でございまして、沿岸漁業の振興ということは公害の防

除であり、あるいはその公
といふことであり、それか
いうことは沿岸漁業の振興
して、この両者は不可欠の問
して、今後、私自身の行政
たしまして今後進めてまい
うに考えておる次第でござ
○初村瀧一郎君 非常に熱
きましてありがとうござい
議員であればやはり責任を
するが、一本とよって、四

害をどうやって防ぐ
ら公害対策を進める
に通ずるものであ
題として私はとらえ
の指針なり。反省と
りたいと、こういう
います。

かとふつまでも申し上げるのも行き過ぎかと思いますが、現在の段階におきまして厚生省と何度も打ち合わせいたしましたが、いわゆるPCB汚染による人間の健康が何らかの形でそこなわれているという明確なデータはございませんで、まだPCBにつきましてはなお疑問の点は残りながらも、およそ現在の時点においては発病者はないというふうに私は理解しているつもりで、とにかくこの問題に着手するに御理解願いたいと思っております。

現角しておきながらして、それを頭に置きながら、私も今後P.C.B対策を進めてまいりたいと、こういうふうに考えている次第でござります。

○委員長(鷲井善彰君) 次に、委員派遺承認要求に関する件についておはかりいたします。水産業協同組合法の一部を改正する法律案審査

のため、委員長派遣をやめないと存じますから、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(龜井善彰君) 御異議ないと認めます。

つきましては、派遣委員、派遣地、派遣期間等

の決定は、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(亀井善彰君) 御異議ないと認め、さよ

本日は、これにて散会いたします。
午後三時十九分散会

六月二十二日本委員会に左の案件を付託された。
一、造林の抜本策確立に関する請願（第三〇一〇号）（第三〇一一号）（第三〇一二号）（第三〇一七号）（第三〇一八号）（第三〇一九号）（第三

第三一四九号 昭和四十八年六月十四日受理
造林の抜本策確立に關する請願(二十通)

請願者 熊本県菊池郡大津町大字大津大津菊

陽森林組合長 西本寅利外十九名

紹介議員 高田 浩運君

この請願の趣旨は、第二五二三号と同じである。

第三一五〇号 昭和四八年六月十四日受理
造林の抜本策確立に關する請願

請願者 栃木県鹿沼市上日向三一五東大芦

森林組合長 酒井仲

紹介議員 矢野 登君

この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第三一八〇号 昭和四八年六月十四日受理
造林の抜本策確立に關する請願

請願者 石川県羽咋郡富来町地頭町富来町

森林組合長 浜辺半七郎

紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第三一八一号 昭和四八年六月十四日受理
造林の抜本策確立に關する請願(六通)

請願者 長野県下伊那郡松川町元大島三、

八二三松川町森林組合長 喬沢正

衛外五名

紹介議員 若林 正武君

この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第三〇一三号 昭和四十八年六月八日受理
「林業振興に関する決議」の具体的実施に關する請

願

請願者 鹿児島県姶良郡加治木町小上田上

川内 大童義輝外五十五名

紹介議員 鶴園 哲夫君

この請願の趣旨は、第二八〇七号と同じである。

第三〇二七号 昭和四十八年六月九日受理
オレンジ及び果汁の輸入自由化阻止に關する請願
(十九通)

請願者 山形県新庄市大字昭和六五昭和農

業協同組合長 金子仁夫外八千六

紹介議員 伊藤 五郎君

この請願の趣旨は、第二五一二号と同じである。

第三〇六八号 昭和四十八年六月十一日受理
オレンジ及び果汁の輸入自由化阻止に關する請願

請願者 高知市北本町一ノ一〇ノ二九高知

県園芸農業協同組合連合会長

中田清茂外六百九十四名

紹介議員 濱田 幸雄君

この請願の趣旨は、第二五一一号と同じである。

昭和四十八年七月十六日印刷

昭和四十八年七月十七日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

B